

福智町告示第154号

令和6年第4回福智町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年11月26日

福智町長 黒土 孝司

1 期 日 令和6年12月3日

2 場 所 福智町議会議事堂

○開会日に応招した議員

浦田 大介君	森野 和彦君
田寄みゆり君	石谷 光信君
橋本 騰馬君	尾崎さつき君
小松 繁信君	木戸 勝正君
朝部 壽君	楠木 静則君
堀江 政洋君	沼口 富生君
高津 鶴己君	木村 幸治君
日比生洋一君	矢野 博文君
原田 幸美君	皆川 高司君

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第4回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和5年12月3日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和6年12月3日 午前8時59分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第5号 町営住宅明渡請求に係る訴えの提起について
- 日程第5 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第59号 福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第60号 福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 令和6年度福智町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第10 議案第62号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第63号 福智町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第64号 財産の処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第5号 町営住宅明渡請求に係る訴えの提起について
- 日程第5 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第59号 福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第8 議案第60号 福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第61号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 議案第62号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第63号 福智町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第64号 財産の処分について

出席議員（18名）

1番 浦田 大介君	2番 森野 和彦君
3番 田寄みゆり君	4番 石谷 光信君
5番 橋本 騰馬君	6番 尾崎さつき君
7番 小松 繁信君	8番 木戸 勝正君
9番 朝部 壽君	10番 楠木 静則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
18番 皆川 高司君	

欠席議員（0名）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副町長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	高齢障がい福祉課長	若林 友克
税務住民課長	仲村 和宏	健康子育て支援課長	小松 卓美
人権推進課長	福高 教晃	農政課長	白石 輝彦
建設課長	仲村 芳久	診療所事務長	守田裕一郎

住宅課長 八代 賢一

生涯学習課長 澤井 秀孝

学校教育課長 田中 智和

防災管理・管財課長 山本 一博

まちづくり総合政策課長 木村貴代美

代表監査委員 田丸 孝司

午前8時59分開会

○議長（皆川 高司君） おはようございます。それでは、ただいまより令和6年第4回、福智町議会定例会を開会します。本日は、議員全員出席しています。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日は令和6年第4回福智町議会定例会の招集に当たり御多用の中、御参集くださいます。誠にありがとうございます。今回の提出議案は、報告が1件、議案第57号から議案第64号までの8議案でございます。議案の内容は専決処分の承認についてが1件、条例の一部改正が3件、令和6年度補正予算が2件、福智町教育委員会委員の任命についてが1件、財産の処分についてが1件でございます。詳しいことにつきましては、その都度、御説明申し上げますので、慎重なる御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。また、人事院勧告に伴う地方公務員の給与改定等に関しましては、先の11月29日の閣議において、閣議決定が行われました。給与等の改正に伴う関係議案につきましては、本件内容に係る総務副大臣通知を受け、これから給与改定方針の決定を行った後、給与等条例改正、並びに条例改正案、並びに補正予算案の調整を速やかに実施する予定でございます。本定例会会期中に間に合えば、追加議案で上程することとなりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。議事日程につきましては、去る11月26日に開催されました議会運営委員会の答申によるものです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日定例会の会議録の署名議員は16番、矢野議員 17番、原田議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（皆川 高司君） 日程第2、会期の決定について議題とします。第4回定例会の会期は、12月3日から12月13日までの11日間としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、第4回定例会の会期は本日から12月13日までの11日間と決定しました。一般質問通告書は12月5日木曜日、午後5時までとなっております。お間違えのないよう、お願いします。事前に通告が分かるものは、早めに提出をお願いいたします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（皆川 高司君） 日程第3、諸般の報告。まずは議長報告ですが、私が出席した会議等につきまして回覧をもちまして報告とさせていただきます。次は、町長報告を黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） それでは御報告させていただきます。報告は4件でございます。1つ目は、公共施設の集約化と機能の効率化に向けた整備についてでございます。令和6年度施政方針の1つとして掲げた公共施設の集約化と機能の効率化におきまして、現在、総合体育館の整備を進めているところでございますが、この政策の効果をより高めるため、令和7年度に予定しておりました、方城分館と方城体育館の解体事業を前倒し、総事業費の抑制と工期の短縮を図るよう検討し、必要となる費用につきまして今定例会で計上しております。また公民館の施設の統合につきましても、新たな施設建設は行わず旧コスモス保健センターコスモス診療所を有効的に活用することで建設経費の抑制を図ってまいります。具体的には方城庁舎にある教育委員会を移転し、公民館等の教育施設としての機能を備えつつ防災や、健康、子育てなど、その他の機能をあわせ持つ複合的な公共施設にすることで、公共施設の集約化と機能の効率化を図ってまいりたいと考えております。必要となる施設改修を行うための準備を現在進めているところでございます。それらの財源につきましては過疎対策事業債、合併特例債を初め、地方創生拠点整備交付金などを活用し、極力町の財政に負担をかけずに整備を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。続きまして、2つ目は今後のごみ処理についてでございます。令和7年4月から、田川地区8市町村共同でごみ処理を行うための関連議案につきましましては、田川市を除く7町村におきまして9月議会で可決し、田川市のみ否決したことで中断せざるを得ない状況が続いてまいりましたが、11月15日に開かれた田川市臨時議会において、関連議案が可決されました。当初計画から2か月程度遅れを取りましたが、11月26日に新ごみ処理場の火入れ式を無事にとり行い、12月より国の基準に基づく引渡しのための性能検査が開始できる状況になったところでございます。しかしながら準備を中断したことに伴い、性能検査を実施する多数の機器メーカーとの調整や再度やり直す必要が生じており、非常にタイトなスケジュールとなっております。この2か月間の遅れを取り戻すためには、田川地区8市町村がより一層一丸となって、取り組む必要がございますので、議員の皆様におかれましても引き続き御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。また田川市と川崎町で構成する田川地区

清掃施設組合の解散届が県に受理された後に、下田川清掃施設組合の解散等に係る手続を開始し、施設の閉鎖に向けた準備も進めてまいります。詳細につきましては広報紙等で町民の皆様に周知してまいります。この点につきましても議員の皆様のお理解をいただきたいというふうに申し上げます。続きまして3つ目は平成筑豊鉄道についてでございます。平成筑豊鉄道につきましては、以前から報告してまいりましたとおり、非常に厳しい経営状況が続き本年度につきましても収支状況を精査した結果、約2億円の資金不足が生じる見通しが示されました。鉄道維持に要する追加支援の要望を、平成筑豊鉄道より受け、沿線市町村長会議において10月31日に協議した結果、沿線市町村は負担割合に応じた支援額を、令和6年12月の補正予算で確保するよう努めることになり、福智町の負担額分である2,124万円の補正予算を今定例会で計上しているところでございます。また令和6年7月5日に平成筑豊鉄道から法定協議会の設置要請について、市町村の区域を越えた広域的な地域公共交通計画の策定が必要であるとし、福岡県に対し地域公共交通計画の作成及び法定協議会の設置について、令和6年10月31日に沿線自治体より県知事へ要請を行いました。現在、福岡県においても12月県議会に法定協議会の設置等に要する費用が上程されており、この予算が可決されれば本年度中に法定協議会が設置され、協議が進むものと考えておりますので、今後進展がありましたら皆様に報告を行ってまいります。最後の4つ目は、ふくーるバスの予約方法についてでございます。ふくーるバスにおきましては本格稼働した令和5年10月から1年が経過しその間の利用者数は延べ5万9,000人に迫る勢いで伸びており、令和4年度の福祉バスの利用実績の約3万4,000人と比較しても、延べ2万5,000人も利用者が伸びるなど、多くの皆様に利用いただいております。しかしながら利用者の皆様よりウェブ予約について、わかりづらい、使いづらい、などの意見をいただいております。そこで福智町公式LINEと連携し、より簡単にウェブ予約ができるようにシステムの改善を図り、12月16日から運用が開始できる運びとなりました。現在、電話での予約は9割となり予約がとりづらい時間帯も発生していることから、今回の公式LINEとの連携で混雑の解消が記載されているところでございます。詳細につきましては今月号の広報福智に掲載しておりますので御参照いただきますようお願いいたします。以上をもちまして報告を終わらせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 次は、各常任委員会報告ですが第3回定例会以降、各常任委員会は開催されていませんので報告はありません。次は、一部事務組合議会報告ですが、令和6年第3回定例会以降、開催された議会のみ報告をしていただきます。まずは田川地区消防組合議会報告を堀江議員。はい、どうぞ。

○議員（11番 堀江 政洋君） 田川地区消防組合議会の報告をいたします。11月27日、水曜日、令和6年第3回、福岡県田川地区消防組合議会定例会が、田川地区消防本部、二階講堂に

において開催されましたので報告いたします。第3回定例会の議案として、令和5年度福岡県田川地区消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について、令和6年度福岡県田川地区消防組合一般会計補正予算、第2号についての2議案が審議され、全て原案のとおり、可決認定されました。詳細につきましては防災管理管財課に、議案書、議事録が、田川地区消防組合より送付されますので、御参照願います。以上で、田川地区消防組合議会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川地区斎場組合議会報告を矢野議員。はい、どうぞ。

○議員（16番 矢野 博文君） 皆様おはようございます。田川地区斎場組合議会の報告をいたします。令和6年、第3回田川地区斎場組合議会が、令和6年11月27日に開催されましたので報告します。議事として、田川地区斎場組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について、田川地区斎場組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について、田川地区斎場組合長期継続契約を提携することができる契約を定める条例の制定について、田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。令和6年度、田川地区斎場組合一般会計補正予算第2号について審議し、いずれも原案のとおり可決されました。また、管理者報告で採用組合の管理職級職員が退職したことに伴い、事務局長として当町の税務住民課長、仲村課長に11月25日付けで、併任辞令を交付したと報告がありました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は田川広域水道企業団議会報告を橋本議員。どうぞ

○議員（5番 橋本 騰馬君） おはようございます。田川広域水道企業団議会報告をいたします。令和6年第3回田川広域水道企業団議会11月定例会が、令和6年11月27日に開催されました。議案としまして令和6年度田川広域水道企業団水道事業会計補正予算第2号が1件、令和5年度田川広域水道企業団水道事業会計決算認定が1件、原案のとおり可決されました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で一部事務組合議会報告を終わります。次は、福岡県介護保険広域連合議会報告ですが、令和6年第3回定例会以降開催されていないので、報告はありません。次は監査報告を田丸代表監査委員。はい、田丸さんどうぞ。

○監査（田丸 孝司君） 監査報告をいたします。例月出納検査及び財務監査を9月25日、10月25日、11月25日に実施しました。出納検査をした結果、預金通帳日計表残高は符合しておりました。次に財務監査でございますが各会計関係書類並びに帳簿を監査した結果、事務処理事業の執行は適正に処理をされておりました。以上で監査報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は特別委員会報告ですが令和6年第3回定例会以降、開催された特別委員会のみ報告していただきます。福智町議会広報特別委員会報告を、朝部委員長。はい、どうぞ。

○議員（９番 朝部 壽君） 皆さん、おはようございます。広報特別委員会報告をいたします。

９月定例会以降、第６回行っております。９月１３日、１０月１日、１０月１６日、１０月２１日、１１月５日、最後に１１月２日に委員会を開催し議会だより、５８号の発行に向けて作業を行い、議長を初めとし各委員会、それと事務局の御協力により、今回の発行となっております。また１１月２５日に博多サンヒルズホテルで開催されました、広報研修会に参加をしております。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で諸般の報告を終わります。議案審議に入る前に、皆様にお諮りします。定例会の審議方法につきましては本会議で審議を行うもの、委員会に付託して審議を行うものを１議案ごと会議に諮り、議事を進めてまいりたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお本会議審議の議案及び委員会付託審査の議案の討論、採決については最終日の本会議で行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め討論、採決については最終日の本会議で行うことで議事進行させていただきます。

日程第４．報告第５号 町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起について

○議長（皆川 高司君） 日程第４、報告５号、町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起について議題とします。報告を黒土町長に求めます。はい、町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 報告第５号につきましては、町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起についてでございます。内容としましては、町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第１８０条第１項及び福智町債権管理条例第９条第１項の規定により、９月１８日付で専決処分したものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、本定例会での報告とさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を八代住宅課長に求めます。はい課長どうぞ。

○住宅課長（八代 賢一君） それでは専決処分第１０号をお開きください。専決処分第１０号、専決処分。町営住宅明渡し請求に係る訴えの提起をすることについて、地方自治法第１８０条第１項及び福智町債権管理条例、第９条第１項の規定により次のとおり専決処分する。令和６年９月１８日、福智長町黒土孝司。次のページをお開きください。専決処分、訴えの提起をされた方は２名です。番号１、若草団地平屋、滞納額２１４万３,８００円、滞納期間令和元年１０月から令和６年８月、滞納月数３４か月、番号２、亀の甲団地、滞納額７４万４００円、滞納期間令和３年２月から令和６年８月、滞納月数３８か月、１、要旨、相手方は町営住宅の家賃を長期

にわたり滞納しており、再三にわたる督促及び催告にもかかわらず家賃を納付しなかったため、町営住宅の明渡しを求めるもの、2、要旨（1）相手方に対し町営住宅の明渡しを求めるもの、（2）相手方に対し滞納家賃の支払いを求めるもの、（3）相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。3、訴訟遂行の方針、（1）相手方から滞納家賃を完納する旨の申入れがあり、かつその履行が見込まれる場合は和解するものとする。（2）第1審または第2審の判決の結果、必要と認めた場合は上訴するものとする。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 報告が終わりました。ただいまの報告第5号について、質疑はありませんか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 9月18日付けで専決処分施策等については異議がありませんけれども、最近の訴えの提起では、今回2件ということで以前はもっと数が多かったように思いますけれども、それだけ努力されているという点は認めますが34か月、あるいは38か月という、長い期間にわたっての滞納ということについて、ちょっと疑問があります。1番目の場合には34か月ということでもありますんで、この人の家賃は6万3,000円強、ぐらいいかなと思いますけれども、これだけ大きな滞納になった場合に、本当に支払いがされるものなのかどうなのか疑問が残ります。そういった点で3年何か月、あるいは3年近くの家賃滞納ということについてはいかななものかと思います。せめて民間の場合には数か月滞納すれば、もう出ていってもらおうということになるかと思えますけれども、町営住宅という位置づけであれば、せめて1年以上の滞納については何らかの措置、こういった訴えの提起も含めてやるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。八代課長。

○住宅課長（八代 賢一君） 高津議員の質問にお答えします。一応、3年少々の方が2名なんです。これはコロナ禍もあり、訴訟がちょっと進められなかったという経緯もございます、3年という部分になって家賃の高い方につきましては、高額な滞納となっておりますが、この方につきましては勤務先がちょっとなかなか特定出来なかったというところもあり、調査も進めてようやく訴訟にこぎ着けることが出来たという経緯もございます。それと1年少々で、訴訟をすればということなんです、それも今後の検討課題で考えておりますけれども、もしそれをするに当たりましては膨大な件数が増えます。うちの今住宅に入居されている方が1,600幾らかありますけれども、そのうちのかかりの方が、対象となってくるケースでもありますので、その辺は重々考えながら業務遂行していきたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） いいですか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 今回は3年前後ということで1年まで短縮すると膨大な作業量になるということでもありますけれども、努力目標としてぜひそういった方向というか、1年以上も

滞納があれば、やっぱり何らかの措置をすべきではないかと思いますんで、ぜひ検討方よろしく
お願いします。それから家賃の滞納について給与というか、そういったところの差押え、たしか
給与については4分の1まで差押えができるということになっておるかと思いますが、その
辺は実際にやっておられるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、住宅課長。

○住宅課長（八代 賢一君） 給与の差押え等につきまして、やっておるかという質問ですが過去
の事例で給与差押えをやっています。その方につきましては住宅を明渡した後に完納しておりま
すけど、4年近くかかっているケースもございます。事例としてあります。それと今後につきま
してはもちろん給与差押えも含めまして、強制執行及び給与差押えも含めて業務遂行をですねで
きればというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます以上で報告第5号について終わります。

日程第5. 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第57号、専決処分の承認を求めることについて議題と
します。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第57号につきましては専決処分の承認を求めることについてでご
ざいます。内容としましては衆議院議員解散に伴う衆議院議員総選挙等の費用を追加する一般会
計補正予算第4号について、10月1日付で専決処分したものでございます。詳しいことにつ
きましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申
上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） 総務課の長野でございますよろしくお願いいたします。本議案につ
いて御説明申し上げます。議案第57号、専決処分の承認を求めることについての内容は、令和
6年10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費
について、衆議院解散から総選挙までの日程が限られ、早急な予算措置の必要があったため、地
方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月1日付で専決処分を行った令和6年度
福智町一般会計補正予算第4号について、議会の承認を求めるものでございます。それでは令和
6年度福智町一般会計補正予算第4号について補足説明をいたします。まず、議案書の1ページ
をお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,546万
8,000円を追加し、補正後の予算総額を230億7,739万3,000円とするものでござ

います。歳出事項につきまして議案説明資料の7ページをお願いいたします。2款4項4目衆議院議員選挙費でございます。1節報酬から17節備品購入費まで、合計で1,546万8,000円を計上いたしております。主な内訳といたしましては、投開票に関する報酬及び手当、投票所入場券、送付等の役務費、選挙公報封入配送業務等の委託料、投票用紙交付機6台を更新した備品購入費となっております。なお財源につきましては上のページ6ページの歳入に記載のとおり全額、国からの県を経由しての委託金となっております。以上が議案第57号令和6年度福智町一般会計補正予算第4号の内容でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決まで行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め委員会付託を省略し、本日の本会議で採決を行うことに決定しました。これより討論を行います。討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案は、表決システムにより採決します。本案について承認すべきものと決定することに賛成の方は賛成のボタンを反対の方は反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数、全員賛成。よって、本案は承認すべきものと決定しました。

日程第6. 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第58号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。
はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第58号につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴

う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。内容としましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律により、懲役及び禁固が廃止され、これらにかえて、拘禁刑が創設されることに伴い、本町の条例に所要の改正を行う整理条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野課長。

○総務課長（長野 士郎） 議案第58号について御説明申し上げます。議案資料12ページをお開きください。本議案の各条例改正内容の一覧でございます。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、従来の懲役及び禁固が新たに拘禁刑として統一化されることに伴い、一覧に記載のとおり、条例名、福智町職員の分限の手續及び効果に関する条例から、福智町議会の個人情報保護に関する条例までの7つの条例に対し、関係するそれぞれの条項内における禁固刑、禁固、懲役を拘禁刑に改めるものでございます。補足説明は以上でございます。御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） この議案58号が懲役、禁錮を廃止するための、福智町の条例の文言の整理ということはわかっておりますけれども、この懲役禁錮が廃止され、拘禁刑がつくられることによって、つくられるまず理由ですね、なぜそのこの2つの懲役と禁固が、拘禁刑という1つにくくられてしまったのかということがまずわかりません。そしてそれによって刑罰がどう変わっていくのかということもちょうと私には、議案だけではわからないのでそのところをぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎） まず今回の法改正の趣旨の前にですね懲役と禁固の違いについてですが、懲役は受刑者の労役、受刑施設内での労働が課せられておりますが、禁固には受刑者の労役が課せられていないという点が違いとなっております。今回の法改正は懲役と禁錮を拘禁刑に統一し、目的を単なる懲罰だけではなく、改善更生を図るためとされております。労役に加えまして更生のための教育も義務づけて受験者ごとに、労役と更生教育を設定できるようにすること、そのことによって再犯を防止することが趣旨となっております。また受刑者のうち、禁固はそのうちの1%に満たないという状況でございまして、さらにその禁固とされた受験者の中でも8割の方が、希望によって労役に従事しているという実態がありますので、そういった実態も鑑みまして、本法改正がなされたものとされております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 出来た理由というのは今お聞きしてわかりました。今後ですね、拘禁刑となった場合に、先ほどの12ページの表で町の職員の関係の方、消防団の関係の方は禁固刑ということになっているんですけれども、この禁固刑のみに対する今までの条例が拘禁刑となった場合に、町職員にとっての不利益はまずないのかということ。分限処分に変化はないのかということが気になります。この点についてはどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 今回の法改正は受刑内容に係る改正でありますので、本町の条例規則等に関するまた職員等に関する、悪影響というものは特にございません。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

○議長（皆川 高司君） お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7. 議案第59号 福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第7、議案第59号、福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。
はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第59号につきましては、福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を小松健康子育て支援課長に求めます。はいどうぞ。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） おはようございます。健康子育て支援課の小松と申します。よろしくお願いいたします。議案第59号の補足説明を行います。児童扶養手当法施行例及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、児童扶養手当法施行令の一部改正が行われました。今回の児童扶養手当法施行令の一部改正は、所

得限度額の引上げに関する部分でありまして、当町のひとり親家庭等医療費の支給に関する条例においては、その条文を引用しております。議案第59号は、児童扶養手当法施行令における項ずれ等に対応するため、本条の一部を改正するものであります。2ページ及び3ページの新旧対照表をお願いいたします。2ページの上段中段下段におきまして、右覧、現行の第2条の4第8項を、左覧の改正案のとおり、第2条の4第7項に改めております。2ページ下段及び3ページ上段の、かたかなニの次に規定を加え、下段の第2条4第7項を第2条の4、第6項にあらためております。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はございませんか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 附則のところで、この条例の規定は令和6年11月1日から適用ということで、今12月なんで、何で11月1日に遡るのかちょっと疑問に思いますので、その点御説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 11月1日に遡り適用したのは、先ほど申しました児童扶養手当施行令及び、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布がありまして、その分の施行期日が11月1日からの適用となっておりましたので、本条例の改正も11月1日からの適用という形で改正しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） そういうことであつたとしても、これはいわゆる受益者というのか、適用される方にとって、不利益になるのか、有利になるのか、有利であれば問題ないと思うんだけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、小松課長どうぞ。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 11月1日に遡りますので該当する方が出てくる可能性もあります。その分に関しましては不利益が生じないようにですね、事務を確実に全うしたいと思っています。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 8. 議案第 6 0 号 福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 8、議案第 6 0 号、福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 6 0 号につきましては、福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、旧方城児童センターを方城分館として利用するため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を澤井生涯学習課長に求めます。はい、澤井課長どうぞ。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） おはようございます。生涯学習課澤井でございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第 6 0 号について御説明申し上げます。方城分館におきましては、現在、浄化槽が故障しており、トイレなどが利用出来ませんので、規則を一部変更し旧方城児童センターを分館として使用しております。しかし条例に使用料の定めがないため新規の貸出しが出来ない状況となっております。今回この使用料を定め貸出しを再開するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正点は 2 点となります。議案書 2 ページをお開き願います。新旧対照表を添付しております。まず 3 条に置きまして方城分館の位置を福智町伊方 4 4 8 0 番地 1 から、同 4 4 8 8 番地 1 へと変更いたします。次に別表にあります公民館使用料のうち、現方城分館の使用料を全て削除し、旧方城児童センターにある諸室の使用料を新たに方城分館の使用料として定めるものでございます。説明は以上となります。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9. 議案第 6 1 号 令和 6 年度福智町一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 9、議案第 6 1 号、令和 6 年度福智町一般会計補正予算第 5 号について議題とします。提案理由の説明を町長に求めます。はい。黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第61号につきましては、令和6年度福智町一般会計補正予算第5号についてでございます。補正額は17億7,708万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ248億5,447万3,000円とするものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 議案第61号、令和6年度福智町一般会計補正予算第5号について御説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17億7,708万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ248億5,447万3,000円とするものでございます。第2条継続費の補正は地方自治法第212条の規定により、単年度では完結しない、複数年度にわたる事業及び支出について、あらかじめその経費の総額と年割額を、第2表継続費補正に記載のとおり追加し定めるものでございます。第3条、地方債の補正は地方自治法第230条第1項の規定により、起債することができる地方債の変更について、第3表地方債補正のとおり、目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。それでは議案書の5ページをお願いいたします。第2表、継続費補正でございます。10款5項社会教育費、方城分館体育館解体事業を新たに追加し、令和6年度から7年度の2か年における総額を3億173万円とするものでございます。これは総合体育館の建設に伴い、既存の方城分館、方城体育館を先に解体するための予算を継続費として追加するもので、令和6年度分の年割額を1億2,000万円、令和7年度分の年割額を1億8,173万円と定めるものでございます。次にその下6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。既定の過疎対策事業債の限度額を1億円増額し、継続費で追加した、方城分館体育館解体事業における、令和6年度分の財源に充当するものでございます。その下、緊急自然災害防止対策事業債は新たに660万円を起債の限度額と定めるものでございます。それでは初めに総括的な内容を説明させていただきます。資料7ページをお願いいたします。本補正予算の概要といたしましては18款寄附金に、ふるさと納税に伴う寄附金を10億円追加し、50億円の寄附額を見込んだ計上に伴い、歳出におけるふるさと納税に関連する返礼品等の事業費、及び積立金の増額が、全体補正額の85%を占める計上となっております。続きまして歳出の主な事項及び財源等について説明をさせていただきます。資料の14ページをお願いいたします。ページ中段2款1項10目、ふるさと納税費でございます。11節役務費に1億4,413万6,000円、12節委託料に3億6,550万3,000円、計5億963万9,000円を計上いたしております。ふるさと納税寄附額が10月末時点で一昨年と比較し、約2割増の実績で推移していることから既定の予算より10億円を増額し、50億円の寄附額を見込んだことに伴う補正となっており、財源に地域振興基金を充当いたしております。続きまし

て下のページ、15ページをお願いいたします。2款4項3目県知事選挙費でございます。1節報酬から13節使用料及び賃借料まで、計608万5,000円を計上いたしております。福岡県知事選挙の日程が来年3月6日告示、3月23日投票と決定したことに伴う関係費用の補正計上で財源は全額県委託金を充当いたしております。ページめくっていただきまして次ページ16ページをお願いいたします。ページ下段、3款1項3目障害者福祉費でございます。19節扶助費に9,060万円を計上いたしております。これは報酬改定、利用者増等に伴う、事実支援給付金及び障害児施設措置費の増額補正で、財源といたしましては国県が4分の3、町が4分の1を給付措置するものでございます。続きまして下の17ページをお願いいたします。ページ下段3款2項4目、子供子育て事業費でございます。12節委託料に1,284万9,000円を計上いたしております。内訳といたしまして学童保育委託料を決算見込みにより1,000万円減額、保育所等運営委託費を公定価格単価加算等に伴い、2,284万9,000円を増額補正するもので、財源につきましては国県町の負担割合に基づく計上となっております。ページめくっていただきまして、19ページをお願いいたします。ページ下段、4款2項2目塵芥処理費でございます。12節委託料に、ごみ収集委託料4,145万7,000円を計上いたしております。これは収集業者によるごみ処理の持込み先が、12月から大任町にある広域ごみ処理施設へと変更することに伴い、新たに生じる車両整備費や人件費、燃料費など、収集業者の必要経費の増額に対応するための補正計上となっております。ページめくっていただきまして20ページをお願いいたします。ページ中段、6款1項3目農業振興費、18節、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金につきましては、申請農業者の事業量の変更に伴い、県支出金1,365万1,000円を減額するものでございます。続きましてその3つ下の8目、農村環境整備事業費でございます。12節委託料に660万円を計上いたしております。これは市場地区の吉ヶ浦下池の護岸ブロックに亀裂被害が生じているため、測量調査を行うための補正計上でございます。財源に緊急自然災害防止対策事業債を充当しており、充当率は100%でそのうち70%が交付税措置されるものでございます。続きまして下のページ21ページをお願いいたします。ページ中段、7款1項1目商工業振興費でございます。18節、負担金補助及び交付金に、平成筑豊鉄道安定化補助金2,124万円を計上いたしております。これは平成筑豊鉄道の施設設備の老朽化に伴う更新や修繕費の増加、物価高騰の影響により本年度中に資金不足が生じる見込みであるため、沿線9市町村に対する経営安定化補助金1億5,000万円の追加要請を受け、各自治体の負担割合に基づき、助成をするものでございます。その下2目観光費につきましては、福祉ファンドフェスティバルの未実施、及びPR事業の実績に伴い、1,309万7,000円の減額となっております。ページ2枚めくっていただきまして24ページをお願いいたします。ページ下段、10款5項1目社会教育総務費でございます。14節工事請負費に1億2,000万円を計

上いたしております。これは先ほど継続費補正で御説明いたしました。令和6年度から2か年にわたる、方城分館体育館解体事業、解体工事の本年度事業費分で、総合体育館の建設に伴い、既存施設の方城分館体育館を先に解体するための補正計上となっております。財源に過疎対策事業債を1億円充当しており、充当率は100%で70%が交付税措置されるものでございます。残り2,000万円におきましては合併特例債を積立てた振興基金繰入金を充当いたしております。最後にページめくっていただきまして26ページをお願いいたします。13款1項基金費でございます。1目減債基金費から19目教育振興基金費まで、5目にわたり、10億円を計上いたしております。これはふるさと納税で増額寄附分の10億円を寄附者が選択した用途割合に応じて各基金に積み立てるものでございます。なおその他の歳入歳出につきましては、議案書7ページ以降の歳入歳出事項別明細書を後ほど御参照くださいますようお願いいたします。以上で議案第61号の説明を終わらせていただきます。御承認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、配付しています各常任委員会一般会計歳出補正予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第10. 議案第62号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第62号、令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第3号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第62号につきましては、令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてでございます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額を増減なしとし歳入歳出予算総額をそれぞれ28億4,550万1,000円とするものでございます。補正の内容につきましては前年度の保険給付費等交付金に返還金が生じており積立金を減額して、財政調整を行ったため歳入歳出の増減はございません。御承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案につい

て質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案について所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 11. 議案第 63 号 福智町教育委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第 11、議案第 63 号、福智町教育委員会委員の任命について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 63 号につきましては、福智町教育委員会委員の任命についてでございます。福智町教育委員会委員である香月孝子氏の任期が令和 6 年 12 月 15 日で満了となるため、再任することについて議会の同意を求めるものでございます。履歴につきましては次のページに掲載しておりますので後ほど御参照いただきたいと思います。慎重審議の上、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。本案については委員会付託を省略し、本会議で審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については委員会付託を省略し本会議で審査を行うことに決定しました。本案の討論、採決については、最終日の本会議で行います。

日程第 12. 議案第 64 号 財産の処分について

○議長（皆川 高司君） 日程第 12、議案第 64 号財産の処分について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。黒土町長、どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 64 号につきましては財産の処分についてございまして、内容としましては、定住促進及び人口減少対策のため、旧赤池町庁舎跡地を民間主導による個別住宅分譲整備を条件とした一般競争入札、売払いにより処分するため、地方自治を第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 民間主導による個別住宅分譲整備ということで、懸案の土地を分譲するということについては定住促進を図る、あるいは税金を、税収がふえるということではないかと思えますけども、２点ほどちょっと疑問があります。まず処分価額について、３,３３９万円という、金額について、これが妥当なものかどうか、そして不動産鑑定士等の鑑定を受けた価格かどうかということについて、まず１点、ご説明願います。それから、相手方として、宗像市の女性名義ということになっておりますけども、この方が、実際に分譲取得して分譲するような能力があるのかどうなのか。個人名ということについて、ちょっと疑念がありますので、御説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい。すいません、担当課の補足説明が抜けておりましたんで、補足説明を先にすべきでしたけど、してよございましょうか。はい、どなたがしますかね補足説明はい。防災管理管財課、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、防災管理管財課の山本です。よろしくお願いいたします。補足説明をさせていただきます。ただいま、提案理由で御説明したとおり、旧赤池庁舎跡地を福智町の定住促進、人口減少対策を図るため、個別住宅分譲整備を条件として、公募による一般競争入札を実施いたしました。これにより、売払い処分をしようとする内容について議案書の説明を行います。議案書をごらんください。まず、処分する財産土地についてでございます。所在、田川郡福智町赤池１１４８番地の１、地目が宅地、登記簿地積は５,３５９．６５平方メートルでございます。次に、処分価格についてです。処分価格は３,３３９万円でございます。次に、相手方についてです。住所、福岡県宗像市赤間、氏名権田桂子でございます。この土地の説明資料として、次ページに、土地の位置図を、さらに次のページに、当該土地の詳細図を添付しておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。以上で議案第６４号の補足説明を終わります。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 課長。高津議員の質問。はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい、議員の御質問にお答えします。まず、売買価格の基準につきましては、鑑定評価額と同額の金額とさせていただいております。また、個人の方で今後の宅地造成の準備、その他の部分につきましては、実施要領により分譲宅地の部分についてハウスメーカー等の代理や仲介を可能というふうに、実施要領の中で定めておりますのでそういった対応でお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。いいでしょうか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教
常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託す
ることに決定しました。

—————・—————・—————

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。皆様に申し上げます。各委員会
の日程は、４日水曜日に総務文教常任委員会、５日木曜日に厚生常任委員会、６日金曜日に産業
建設常任委員会、９日月曜日と１０日火曜日は予備日となっています。本会議は、１１日水曜日と
１２日木曜日を一般質問、１３日金曜日を最終日としております。また一般質問通告書の受付締
切日が１２月５日木曜日の厚生常任委員会開催日の午後５時までとなっておりますので、再度お
知らせしておきます。間違いのないよう、よろしくお願いいたします。本日はこれで散会いたし
ます。お疲れ様でした。

午前１０時１０分散会

—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年 第4回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和6年12月11日 (水曜日)

議事日程 (第2号)

令和6年12月11日 午前8時58分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

出席議員 (18名)

1 番 浦田 大介君	2 番 森野 和彦君
3 番 田寄みゆり君	4 番 石谷 光信君
5 番 橋本 騰馬君	6 番 尾崎さつき君
7 番 小松 繁信君	8 番 木戸 勝正君
9 番 朝部 壽君	10番 楠木 静則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
17番 原田 幸美君	18番 皆川 高司君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	若林 友克
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	仲村 芳久	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	八代 賢一	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博		

午前8時58分開議

○議長（皆川 高司君） 皆さんおはようございます。それではただいまより令和6年第4回定例会本会議第2日の会議を開きます。本日は全員出席する予定でございますけど、木村議員が少し遅れるそうです。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長、挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日本会議第2日、一般質問につきまして7名の議員より一般通告書を受けております。各議員の質問に対しましては、議事進行における時間短縮を図るため、内容によりましては直接担当課長より答弁をさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。各議員の質問に対しては、誠意を持って回答させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は1番浦田議員、2番森野議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（皆川 高司君） 日程第2、一般質問を行います。御手元に一般質問要旨一覧表を配付していますので御参照願います。また議会だより発行のため写真撮影を行いますので、御協力をお願いします。それでは一般質問に入ります。今回7名の方から通告書が提出されています。まずは田寄みゆり議員の一般質問を許可します。はい田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい委員長。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員どうぞ。

○議員（３番 田寄みゆり君） おはようございます。３番田寄みゆりです。どうぞよろしくお願いいたします。では始めさせていただきます、よろしいでしょうか。はい、ではまず１番に給食費の無償化の継続について伺いたいと思います。令和６年度の小中学校給食費は現在無償化となっております。しかしこの無償化は、国からの給付金で賄われているため、１年間の措置であり、子育て中の保護者からは、継続を求める声が上がっております。そこで町長にお尋ねをいたします。①の質問です。町長は選挙でも給食費の評価を公約として挙げておられたと思います。令和７年度は給食費無償化を継続するお考えはあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員の質問にお答えさせていただきます。令和７年度についても引き続き継続して実施したいというふうに考えております。財源につきましては物価高騰重点交付金などを活用するという考えでございます。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） 物価高騰重点給付金の活用をされるということでしたけれども、②の質問ですけれども、継続のためには年間どのくらいの予算が必要となるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、教育課長田中さん。

○学校教育課長（田中 智和君） おはようございます。学校教育課田中でございます、よろしくお願いいたします。令和７年度の無償化の実施する場合、生活保護受給世帯と、就学支援制度受給世帯を合わせて、４１％が公的扶助を受ける世帯として、給食費の歳入が見込まれます。ですのでそれ以外の部分ですね、５９％に当たる５，８００万程度が町の財源として必要であります、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） 現在給食費は小学生が月４，９００円、年間５万３，９００円、中学生が月５，６００円、年間６万１，６００円だと思います。令和５年度の計算では児童数は小学生１，１２３人、中学生６１２人でした。単純に計算すると給食費は９，８２３万円となります。物価高騰などを考慮すれば１億円の予算がかかるのではないかと私も思いました。しかし今おっしゃったように生活保護や就学援助で給食費を支援されている子供たちの分を除けば、私の計算では５、６千万円というふうになりましたので、大体今５，８００万とお答えいただきましたから、大体合っているということでもいいかね、はい。その財源については今町長がおっしゃった財源ということでよろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい③の質問ですが、保護者の方から給食費無償化への意見や感想などというのは、例えば教育委員会、それから町長のほうに届いているのでしょうか、それをお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しまして私のほうから答弁させていただきます。先日伊方小の運動会に行ったときにですね、保護者の方が歩み寄っていただいて、その中で給食費の無償化については非常に助かっております、これからもよろしくお願いします、という回答はいただいております。そのほかにもこれは継続したらいいよねっていう意見は十分入っております。

○議員（3番 田寄みゆり君） 実は町長にお伝えしてほしいと保護者の方からの声を預かっておりますのでお伝えをしたいと思います。町長も聞かれたと思いますけれども、別の保護者の方からの意見を聞いております。Aさん子供2人分の給食費は毎月結構な負担でした。今回子供たちに平等な税金の使い方がされてめっちゃ助かりました、ということです。Bさん学童など毎月の支払いで生活はカツカツです。お金の心配なく給食を食べられることに感謝しかありません。Cさん学童などの支払いが多く、給食費が値上がりしたり、有料に戻ると滞納が増えるのではないかと心配しています。無償化が続くと助かります。Dさん無償化本当に助かっています。どの家庭も絶対みんな助かっているはずです。Eさん一律の無償化が平等で家庭にとってもありがたいです。今年は助かったけど、来年度有償化になったら残念ですね。Fさん無償化は本当にありがたい1年間でした、来年も継続を希望いたします。Gさん国も戦争準備にお金を使うぐらいなら、日本中の子供たちに使ってほしいです。などの声をいただきました。今町長にお伝えをいたしましたが、子育て支援のために給食費無償化を続けて欲しいという声がたくさんありました。私も給食費無償化を続けてほしいと願っていますが、町長のお考え町の方針をもう一度確認させてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 給食費の無償化についてはですね、国のほうも真剣に考えているというふうに思ってます。その結果が出るまでですけども、引き続き継続はしてまいりたいというふうに考えてます。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、給食費の無償化は物価高騰で、生活が逼迫する子育て世代への経済的な支援というだけではないと思います。子供たちへの食育や心の安定への援助、また急速な少子化に対する大人達からのエールでもあると思っています。しかしほとんどの自治体は財政負担を大きくて、気持ちはあっても継続がなかなか難しい状況です。子供たちは日本の宝、未来ですから、国こそが全国一律の実施を目指し、自治体での格差が生じないように国の責任で

給食費無償化を行うべきであると考えています。町としてもぜひ県や国に対して無償化を訴えていただきたいと思います。

○町長（黒土 孝司君） 国に訴えるというのはそれぞれの党がやることであって、私どもはその意見は集約して、上に上げるということはやっております。

○議員（３番 田寄みゆり君） よろしく願いいたします。では続けて大きい２番の質問に移ってもよろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、では２番目の質問、独居高齢者の終活支援についてということで質問をさせていただきます。今ですね家族の助けが得られない独り暮らしの高齢者が増えていると新聞報道がありました。例えば入院時や施設入所時の保証人がいない、介護が必要になっても気がつかず対応が遅れる、死亡後の連絡先がわからないなど徐々に深刻な社会問題となっているようです。福智町でも同様のことが起こっているのではないのでしょうか。私も医療や介護で働いておりましたので、身寄りのない方の終末には非常に厳しいものがあって大変でした。身寄りがないあるいは家族の助けが得られない人に、独り暮らしを支えていこうというセーフティネットづくりが今後必要になってくるのではないかと思います質問をいたします。続けていいですかね、①の質問です。２６年後の２０５０年には福岡県で独り暮らしの割合が４６．４％となり、これは全国で４番目に高いという記事がありました。この４６．４％のうち、２０％が６５歳以上の高齢者になるということです。福智町では６５歳以上の高齢者の独り暮らし世帯はどのくらいあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい高齢障がい福祉課長、若林さん。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 高齢障がい福祉課若林です、よろしくお願いします。

１番の質問にお答えします。住基で高齢者の一人世帯を調査いたしましたら、今現在３，２６３世帯であります。しかしながらこの３，２６３世帯というのは、世帯分離をしているとか実際は家族と一緒に暮らしている方もいるため、本当に孤立した独り暮らしの世帯についてはこの数字より若干下がると思われます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君）ということは実際に困っておられる独り暮らしの人の把握は、この町では出来ていないということでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい課長どうぞ。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 昨年度よりですね、社協のほうに町のほうは独り暮らしの世帯の情報提供いたしまして、今訪問等を行っている状況であります。その中で本当に困っている方、その状況を調査しながら把握したいと努力している次第であります。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では②の質問ですけれども、町からの独り暮らし高齢者の支援はどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 町からの独り暮らしの支援といたしましては、今現在配食サービスと緊急通報システムなどがあります。ただし要援護高齢者のニーズや、課題、困り事によって必要なサービスは異なりますので、支援の対象となればサービスは受けられることとなっています。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい配食、緊急通報、これは以前からあることですが、今伺った支援の状況の中で担当課として足りないと思われる支援はありますか。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長どうぞ。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） いろいろ高齢者の方の意見を聞きまして、足りない部分につきまして今のところ一応この2つで今やってるんですけど、あと別に社協のほうで行っている支援等がございます。次の質問にもなりますので続けていきましょうか。

○議員（3番 田寄みゆり君） すいません、では質問させていただきます。はい、では次の②の質問ですけれども、町では社会福祉協議会今おっしゃったようにですね、社協が中心となって高齢者支援を行っているというふうに伺いました。社協の支援にはどのようなものがあるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 先ほど言いましたけど、社協は町からの委託をしている高齢者に対しての支援といたしましては移送サービス、それと軽度生活援助事業等があります。また委託事業以外で社協独自では介護レスキュー事業等も行っています。詳しい内容につきましてはもし後日でも資料等配布したいと思います。

○議員（3番 田寄みゆり君） 移送の次は何だったのでしょうか。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 軽度生活援助事業、それと介護レスキュー事業です。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 生活援助事業というのは具体的にはどういうことですか。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） これ在宅の独り暮らしの高齢者に対しまして調理、洗濯、掃除、買物等の家事の援助、1週間に時間が決められていますが2時間まで行っています。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） それは介護保険外ということですね。

○議長（皆川 高司君） はい課長どうぞ。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） そのとおりです。

○議員（３番 田寄みゆり君） では次の質問に移ります。入院や施設入所、それから住宅などの申込み、あるいは亡くなられたときに身寄りがなくて保証人などがない場合は今町としてはどういう対応をされているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長どうぞ。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 身寄りはなくですね、保証人は引き取りがない方の死亡等が発生した場合につきましては、関係する法律に基づきまして、町が火葬、埋葬などを行って金品の処理を行っています。遺骨につきましては町が管理している納骨堂にて管理を行いまして、その間に家族等の情報が入れば親族調査等を行って死亡した方の情報を家族等にお伝えすることになります。

○議員（３番 田寄みゆり君） すいません、それは亡くなられた場合ですね、すごい大変だと思います、本当に。最初のほうの入院や施設入所、それから住宅の申込みなどの保証人ということはどうでしょう。

○議長（皆川 高司君） 若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 保証人に対してですか。

○議員（３番 田寄みゆり君） 入院するときも施設入所するときも今身元保証人が要りますよね。そういうのがない人に対しては何かされてるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） いない人に対してということで、それも調査して親族等をその人から調査しまして、なるべく親族で葬儀ができるように調査して、それでもいない場合は町のほうがするという事になってます。

○議長（皆川 高司君） 課長葬儀やないで入院。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 入院の身寄りがいない場合ですか。入院の保証人につきましては、いない方は町が代わって保証人というか入院のための、緊急の場合ですね、町のほうが代わりに行っています。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい。次の⑥の質問ですけれども独り暮らしの高齢者への終活、これ終わりの活動というふうに書くんですけれども、つまり元気な間に動けなくなったときの準備をしていこうという支援を行っている自治体が今増えているそうです。亡くなってから先ほど課長が言われましたけど、身寄りを探すというのは大変なことなので手間も時間もかかると思い

ます。亡くなる前に死んだときどうするかっていうのをあらかじめ決めておこう、葬儀のこと、それから自宅の整理のこと、生前に御本人の希望を聞いて自治体や支援団体と相談して準備をする、あるいは葬儀のお金をもう既に契約して預かるとか、そういうような制度だそうです。このような制度が、今後福智町でも必要になってくるのではないかなと思うんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） この終活も今問題になっています。終活につきましては現在地域包括センターがこういったエンディングノートを作成しまして、終活について相談ができる体制を整えています。今年度は地域包括センターの主催において、終活のススメと題しまして、今年の6月に住民講演会を開催いたしました。講演会の参加者にはこういったエンディングノートですね、その配布を行いました。

○議員（3番 田寄みゆり君） 何か質問がちょっと違うかなと、今後必要になるんじゃないでしょうかと。

○議長（皆川 高司君） 6番のことを言ってしまつとる。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） すいません、必要です。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 町長のお答えもそれでよかったですかね、町長のお答えも必要ですということでした。

○町長（黒土 孝司君） はい。

○議員（3番 田寄みゆり君） では今の社協の講演会大変盛況で大勢の方が参加されたということで、やはり心配を、自分たちの終末を心配されてる方が大勢いらしたんだなというふうに思いました。ちなみに私もそのエンディングノートをいただきました。はい、では次の⑦の質問なんですけれども、現在独り暮らしの方の支援を行っているのは、この町では社協や包括支援センターが中心ということでした。ですので今後ですね、社協や包括支援センターと協力し合って町と合同で、この終活支援センターというのを作るということは出来ないでしょうか。こういうところがあればとても安心なんじゃないかなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 今おっしゃられました社協や地域包括センターとの合同での支援センターの設置ということで、今のところは考えておりませんが、高齢者の支援に関しましては、現在既に社協や地域包括センターとの関係各種と連携、協働しまして、一体的かつ安定的な支援体制の構築を図り取組を推進している状況です。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） 実には社協にお話を伺いに行っただけですけども、社協の方はそういうのを作りたいですねというふうにおっしゃってありました。はい、引き続いて質問しますけれども、実は身寄りのない高齢者の問題ですけども、実はこれ夫婦２人になっても問題となります。というのがどちらかが入院や施設入所をすれば、残ったほうはすぐに生活に支障が出るということになってしまうからです。いずれは夫婦での支援も求められるようになるのではないかと私は思いました。まず亡くなった後のことまで相談する場所が町にあるということが大切ではないかと思ひますし、行政側も安心して対応ができるのではないかと思ひます。全国に先駆けてこの終活事業を始めたのは、神奈川県横須賀市だそうですが、九州でも大牟田市や大分の竹田市などで取組が始まっています。人生の最後を安心して過ごしたいと誰もが望んでいると思ひます。ぜひこの取組を検討していただきたいと思ひます。では引き続き３番のマイナ保険証の利用状況についてお尋ねをいたします。皆さんも御存じのように１２月２日より現行の健康保険証の新規発行が停止されました。国はマイナ保険証を推進しております。しかしマイナ保険証への不信感やトラブル回避のために、今８、８７９億円コストがかかっているそうですが、利用は国の思うように進んでおりません。福智町でのマイナ保険証の利用状況についてお尋ねをいたします、①です。１１月までに町内でのマイナ保険証の普及は進んだんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） おはようございます。税務住民課仲村でございます、よろしくお願ひいたします。本年１０月末時点での国民健康保険被保険者のマイナ保険証利用登録者数は被保険者４、６８０名に対し６４．８％の３、０３４名です。また後期高齢者医療保険被保険者につきましては、被保険者数３、７３９人中６７％の２、４９３名です、以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） ６０％以上の方がこの登録をされているということですね。では②ですけども、１２月から健康保険証の変更になって、町内でのマイナ保険証の利用というのは進んでいるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 町内の医療機関ごとの利用率は把握しておりませんが、１０月末の福智町国保加入者利用率につきましては１３．４％、後期高齢者医療加入者につきましては１０．６％となっております。なお方城診療所の利用率につきましては３％と聞いております。３％です、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） １２月からの調査は行っていないということでしたけれども、そ

の以前も非常に少なく、それからあとはどうなったのかなという質問だったんですけども、調査はされていないということでした。ちなみに私が眼科にかかったときに、窓口でどうですかって、12月過ぎてからねどうですかって言ったら、いや全然以前と変わりませんという皆さん保険証持っておいてますと言っておられました。はい余り進んではいけないのかもしれませんが。では続いて③の質問よろしいでしょうか。はい③の質問です。施設入所している方、あるいはその入院されている方、要介護高齢者や重度障害者の方たちの保険証は、マイナ保険証では施設で管理が出来ないという声が上がっておりましたけれども、現状はどうなっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 医療機関の受診時に介助者などの第三者が、高齢者、障害者または要介護者等である被保険者本人に同行して、本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証の利用が困難な方につきましては、マイナ保険証を利用されている被保険者であっても、申請により資格確認書を交付することになっております、以上です。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） そのマイナ保険証の管理状況をお尋ねいたします。施設での管理状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 町では把握しておりません。

○議員（3番 田寄みゆり君） マイナ保険証を使うということが難しい方については、病院の職員から介助が受けられているということで、先ほどのことはよろしいのでしょうか。

○税務住民課長（仲村 和宏君） はい、そのとおりでございます。

○議長（皆川 高司君） はい田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では次の質問に移らせていただきます。マイナ保険証を使う人が診察時に困らないように、政府は資格情報のお知らせというものを作って出しているそうです。A4の紙に書かれたものだそうですが、この資格情報のお知らせは、福智町では町民の方に届いているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 資格情報のお知らせにつきましては国民健康保険、後期高齢者医療共にですね、現在発行済みの保険証の有効期限が令和7年7月31日となっておりますので、マイナ保険証の利用登録をされている被保険者に対しては、切れ目なく必要な保険診療を受けられるように、来年7月中に発送する予定でございます。

○議員（3番 田寄みゆり君） 今課長がおっしゃったのは資格確認証だと思います。私が今質問したのは資格情報のお知らせというものなんですけど、この資格情報のお知らせというものが、

マイナ保険証を持ってる方に届いているのかどうかということをお尋ねしております。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 国保、後期高齢共にですね、資格情報のお知らせにつきましては、7月までの有効期限内に発送することとなっておりますので、来年の7月までに発送するということです。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、今お答えがありましたけれども、この資格情報のお知らせというのはですね、マイナ保険証の利用時に混乱にならないようにマイナ保険証を出してトラブルがよく起こってますので、そのトラブルを回避するためにマイナ保険証を使う人に出されたものです。マイナ保険証でトラブルがあったときにそれを出してトラブルを回避するというもので、マイナ保険証の利用時に持って行ってくださいと国は言っているんですね。ところが私がほかのマイナ保険証を使ってる人に、そういうの来ましたかとお尋ねしたところ、来ていないという、御返事だったので今お尋ねをしました。資格が来年の7月31日で切れてから出るというのとはちょっと違うと思います。このことについてはまた今度伺いたいと思います。はい議長。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では次の質問にいきます。5年ごとの電子証明書、正確には利用者証明用電子証明書というそうですが、この電子証明書の期限が切れればマイナ保険証は使えません。マイナナンバーカードの更新とともにこの電子証明書の更新はきちんと行われるようになっていくのでしょうか。事前のお知らせなどは利用者の方に届くのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 地方公共団体情報システム機構 J-LIS と言いますが、そこから電子証明書有効期限の約3か月前に有効期限通知書が送付されます。この通知書に更新手続について記載がありますので、その内容に従って更新の手続をすることになります、以上です。

○議員（3番 田寄みゆり君） 3か月前に発送されるということでそれはちょっと一安心ですがけれども、万が一この電子証明証失効になった場合はどうなるのでしょうか。病院にはかかれなくなるということでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 電子証明の失効後におきましても3か月間は保険証として有効期限がございますので、その間に手続をしていただくということになります。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、次の質問に移らせていただきます。今使っている保険証は使えなくなったときに、保険証に代わるものとして、資格確認書が送られてくることになっています。資格確認書の初回の交付は申請が要らないというふうに言われておりますけれども、そのあとの交付については申請が必要になるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） マイナ保険証の利用登録をしていない被保険者については現在発行済みの保険証の有効期限が切れる来年7月末までに資格確認書を郵送いたします。そのあとについても当分の間有効期限が切れる前に申請によらず郵送することとなっております。

○議員（3番 田寄みゆり君） もう一度確認しますけども、2回目の資格確認書の交付というのは申請が必要ということでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 先ほども申し上げましたが、有効期限が切れる前に申請によらず郵送することとなっております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 後期高齢者にはマイナ保険証を持っていたとしても資格確認書が届けられるそうですが、それはどうしてでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 申し訳ありません。その理由はわかりません。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。若林課長どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） 質問がちょっと聞こえなかったもので。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員もう1回質問してください。

○議員（3番 田寄みゆり君） 後期高齢者の人は資格確認書は基本マイナ保険証を持ってない人に対して出ますよね。だけど後期高齢者の人にはマイナ保険証を持っていたとしても出されるそうなんです。それはどうしてでしょうかという質問でした。

○議長（皆川 高司君） はい、若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） ちょっとその件に関してちょっと調べてまた後で報告したいと思います。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 恐らくですねマイナ保険証に対する反対が大きくなってきて、高齢者がよくわからないから資格確認書を出すんだと思うんですよ。そういうふうに国はですね、次々と対応を変化させて新しい手を打ってきていますけども、かえって逆に国民も混乱するし、行政のほうも混乱させてしまうのではないのでしょうか。非常に国のやり方がちょっとまずいなど。これは質問ではなくて意見ですかね、思っています。では続いて最後の質問に行きたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） マイナ保険証を利用する過程で、エラーが続いた場合や更新を忘

れたりしてマイナ保険証をなくしたりした場合に一時的であってもですね、無保険状態つまり診察が出来なくなるような状況が起こるという可能性はないのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 基本的には現在の加入者が脱退の手続等をしなければ、無保険になることはありませんが、住所不定の方で、住所地に居住が確認出来ない方につきましては職権消除等の手続を踏まえて無保険になる可能性がございます。

○議員（3番 田寄みゆり君） もし住所がわからない、確認出来なくて無保険になった場合は、その人は病院にはもうかかれないということなんですね。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 町が保険者となっておりますので、町に居住が確認出来なければ、無保険というか住所自体がなくなりますので無保険になります。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、マイナンバーカードの取得は任意であると国は言っておりますけれども、健康保険証を紐づけることを事実上強制的に行ってきた。このやり方はですね国民を不安にして、医療現場にも混乱を起こしていると思います。しかし保険証を残せという声が大きくなったことで、資格確認書や資格情報のお知らせを発行する、あるいは今言ったように高齢者にも資格確認書を配布するなどの手だてをせざるを得なくなっており、マイナ保険証を使用する利点が見えなくなってきました。その上2025年には運転免許証と介護保険証を紐づけるそうです。いろいろな個人情報を1つにまとめることはリスクが高過ぎると思います。今政府がすべきことは、国民の疑問と不安を解消するための広報活動、これをまず行うことではないでしょうか。今私が質問したようなことをきちんと国民に説明をする必要があると思います。保険証を残すこと、これも必要であると思います。マイナ保険証でも今の保険証でも、使いやすいほうをそれぞれの国民が選んで使うという制度にすべきであると私は考えております。このことを訴えて質問を終わります。ありがとうございました、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、次は木戸勝正議員の一般質問を許可します。はい木戸議員どうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） はい議長。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員どうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） 8番の木戸議員が一般質問を行います。最初に118の助成金、補助金の支援事業を各課より実施しておりますが、商工業振興費イベント助成金128万円と商工会助成金を450万円の内容を問う。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課課長木村さん。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） おはようございます。まちづくり総合政策課の木村です、よろしくお願いいたします。イベント助成金は、商工振興に資するイベント事業に対して

助成をしているもので、商工会の助成金につきましては、商工会の運営費として交付をしているところです。6年度の実績といたしましては、イベント助成金にフクチこども夢フェスタに124万70円、商工会の助成金として商工会の各種事業に充てられる分として450万円を交付しております。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） この助成金はどこから出てるんですか、助成金は。

○議長（皆川 高司君） 木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい、基本的には一般会計となっておりますが、商工会の助成金につきましては、国から福智町へ交付税に商工費分約4,900万円が算入されておりますので、他自治体でもその1割程度を商工会の助成金として交付しているところを踏まえその財源を使っているところです。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） その助成金は国から何%か補助金が来ておりますか。それとも皆さんの税金から取っておるんですか福智町の、このところ聞きたい。

○議長（皆川 高司君） はい木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 先ほど申しましたように、国からの交付税商工費分約4,900万円が歳入されておりますのでその一部を充てております。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 現在もそれは一緒ですか。国からはそういう補助金関係のあれがきとりますか。

○議長（皆川 高司君） 木戸議員もう4回目ですよ、木戸議員。4回目です。木村課長。今のちよっと答えてください。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） イベント助成金や、商工会の助成金につきましては、例年予算を計上しているところです。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次です。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次はですね、2番目の商工振興費の平成筑豊鉄道経営安定化の助成金はですね4,303万6,000円としておりますが、その内容を聞きたいんです。

○議長（皆川 高司君） はい木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 平成筑豊鉄道の経営安定化助成金につきましては、平成筑豊鉄道の資金不足により、鉄道の維持が出来なくなる危機を回避するため、沿線自治体で

支援する計画となっております。今年度は当初予算に4,303万6,000円を計上しております。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） その計画の赤字額は誰が払うんですか。

○議長（皆川 高司君） はい木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 平成筑豊鉄道の赤字部分に対して沿線自治体で支援をしているという状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 次にですね時々テレビで放送しておりますが、毎月の赤字額はいくらか。今日までの赤字額がいくらあるのか、詳しく説明を求める。またこの運営は今後どうなるのか。誰が支払いするのか。そこのところを聞きたい。

○議長（皆川 高司君） はい木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 月々の赤字ですが、歳入に偏りが多く、年度当初にですね経営安定化助成金が入ったり、国や県の補助が入ることから、月々の赤字につきましては変動が大きいので、10月末に試算した今年度末の赤字額につきましては、約2億円になる見込みでございます。これを月平均しますと約1,500万の赤字が出ていることになります。今後につきましては、前回9月議会でもお知らせいたしましたように福岡県に法定協議会の設置について要請をしているところでございます。今回の県の議会で承認されますと、この法定協議会の中で今後の運営については協議されるようになっております。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） これはですね平成鉄道は非常に赤字が多いのですね、今後そのまま運営するのか、それとも廃止するのか、そこんところはっきり聞きたい。

○議長（皆川 高司君） はい木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい先ほど申し上げましたように今後の運営につきましては、県のほうに要請をしております法定協議会の中で協議がなされるというところで、鉄道の存続、廃止にかかわらず、様々な協議がされるというふうに把握しております。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） それでこの運営に対してですね、各市郡はいくら経費を出してるんですか。例えば福智町の場合はいくら香春の場合などいろいろありますね。田川市の場合いくらかとかそういう関係でいくぐらい出しておりますか毎月。そして最後にですねいくらあるか。廃止するのかもしれないのか、それははっきり聞きたい。

○議長（皆川 高司君） 木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 令和6年度だけで言いますと各沿線自治体の支援額は、今回の補正予算に上げております支援額も含めると、4億5,400万円となります。そのうち福智町が出す資金としましては、当初予算の4,300万に加え、追加支援の2,100万を足しまして6,427万6,000円となっております。

○議長（皆川 高司君） 木村課長、今後の運営のことをもう1回言うて。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい。今後の運営につきましては、県のほうで設置されます法定協議会の中で協議をされます。その際に平成筑豊鉄道を維持するのか、ほかのモードの切替え、バスだったりBRTなどのほかのモードに切り替えるかを、広くいろんな情報をもとに協議をされて決定されていくということになります。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） それでは次に移ります。はい次はですね、学校給食費の滞納繰越分の関係について収納状況を尋ねたい。調定額は4,542万3,945円ありますが、そのうち入ったのは288万1,256円、未納額は4,250万2,689円となっておりますが、今後の未納額の徴収方法を詳しく聞きたい。

○議長（皆川 高司君） 教育長、なにか言わんでいいかね。はい学校教育課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 9月議会で資料をお示ししているところでありますが、現在の未収金の徴収方法につきましては、納付期限から1か月を経過したものに対しては督促状を送付して、さらにその後も納付のないものについては、年3回催告書を送付して来庁を求めているところです。本人と接触出来た場合には、納付契約書を交わした上で、一括や分納により納めていただいているような状況でもあります。その上催告に応じない者や納付誓約を守らない方につきましては自宅訪問をし、さらに強い納付指導を行っているところです。令和6年度 of 取組につきましては11月末までに延べ102件の自宅訪問を行っております。今後の未収額への取組につきましては、電話による催告や自宅訪問などの強化を行い、滞納者の中でも悪質と思われるもの方につきましては顧問弁護士等に相談の上、法的措置も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 徴収係が行ってですね、いろいろ督促とか催告とか通知を一応出しておりますけどですね、それでなおかつこれだけ残っております。これをですね今住宅課も一生懸命やっております課長がね。そして顧問弁護士を使って交渉しておりますが、そういうようなことをですねしないとですね、これは過年度からですね今年にかけて今年もですね、これ857万6,384円の現年度分の未納があります。これだけはまだ増えます、だから増えるばかりじゃだめです、減らさなだめです、だからもう少しですね顧問弁護士を使って、おるんだ

から、住宅のことをですね課長は立派にやっております。だからそれをですね、実施したほうがいいと思います。そうしたら収入も入ってくるし、町も潤ってきます。ぜひともやってもらいたいんですが、考えどうですか。

○議長（皆川 高司君） はい田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい議員おっしゃるとおり法的措置も検討しながら、今後とも頑張りたいと思っております。

○議員（８番 木戸 勝正君） そういうようにしてですね、一生懸命わからん点はですね、難しい点は弁護士に相談してそうしてやってほしいと思います。住宅課は本当にやっておりますので自信持ってやってください。そうしないとこれ自分が食べたあれですよ、子供が食べた。これ学校の先生も食べるんですかね食事は。その中でですね、それただで食べるんですよ、こんな滞納が多いんですよ、金額大きいんですよ。そういう対応ですね、ぜひとも教育長ね、少しでも減らしてください。これは私のお願いでございます。

○議長（皆川 高司君） 最後教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 教育長の朝部でございます。どうぞよろしくお願いします。今木戸議員のほうからですね、今までの滞納というような形で質問がございました。この件につきましては９月議会ですね、資料も議員さんにお見せして一応こういう形になっておりますというのを説明をしたところでございます。令和６年度からはですね給食無償化といった形である以上の金額は増えていかないという形になりますが、当該年度５年度までのですね分につきましては今課長が説明したように職員がですね、難易度の高い案件についても、自宅訪問などをしながら、徴収に努めておるところでございます。またなおこれ以上もう徴収不能となった場合はですね、法的手段というような形で、弁護士等に相談させていただいて、対応していきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、もう３回言いました木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） 教育長よろしくお願いします。これで私の一般質問は終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、お疲れさんでした。はい、矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） 田寄議員のときと木戸議員のときの対応にしちゃうよね。前の議員のときはずっとしゃべらしてた、最終的に自分の意見まで言わしたやろ。ここ一般質問なんですよ。質問に対して自分の意見は禁じられてられておるんですよ。わかってます。それで木戸議員のときはあんたもう４回目ばい３回目ばいってこっちのとき言うたですか。言うたですか、平等にしてください。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員は４回言うてないそうです。

○議員（１６番 矢野 博文君） 言うちょう、田寄議員はね。

○議長（皆川 高司君） はいはい、それで矢野議員わかりました。平等っちゅうことでちゃんとします。

○議員（１６番 矢野 博文君） ３６分しゃべっちゃうやきね、おたくね。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員なに。

○議員（３番 田寄みゆり君） 自分の考える政策を町に対してどういうふうに訴えるかということが一般質問です。その中で意見があっても質問では、一般質問という形の、自分の政策の訴えです。

○議員（１６番 矢野 博文君） そんなん全部注意しよったやろ俺。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員分かりました。政策討論ですき一般質問はね、分かっちゃってても聞くと一般質問のうちに入ります、政策討論ですき。わかりました、平等にします。はい、わかりました。木戸議員は４回、最後のは４回言いました。ここで暫時休憩１０分間、１０時５分まで休憩です。

午前９時５４分休憩

午前１０時１０分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは再開します。次は高津鶴己議員の一般質問を許可します。はい高津議員どうぞ。高津議員ちょっと待って。一般質問する人に申し上げます。意見は簡単明瞭に、どれが意見か質問か、執行部がわからないということで、何て言いますか、意見はもう簡単に言ってください。よろしくお願いします。はい高津議員。はいどうぞ。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい１３番高津鶴己です。今回も４つのテーマにわたって一般質問したいと思います。まず１点目ＰＦＡＳ、今話題になっておるＰＦＡＳ、いわゆる有機フッ素化合物、横文字ではペルフルオロアルキル化合物、あるいはポリフルオロアルキル化合物と総称していて、数千種類、あるいは１万種類以上の物質があるそうでありますけども、炭素とフッ素を人工的に合成して作られた物質ということで、熱や医薬品に強い、あるいは水や油ははじく、燃えにくい、汚れを防止するということでいろんなものに使われておりました。フライパン、衣類、医療機器、半導体製造用製品、建築用製品、潤滑剤でなどなどありますが、近年発がん性があるだとか、あるいは人体に悪い影響を与えるということで、製造、輸入が禁止されております。主に作っておったのは３Ｍ社、あるいはダイキン工業というところでありましたけれども、これが飲料水に多く含まれておるということで、近年問題になっております。そういったところで福智町にもＰＦＡＳがある、あるいは含まれている水があるかないかということで町長に質問したいと思います。まず福智町では水道水の水質検査というのを多分行っておると思いますけど、何か所の浄水場で水質検査を行われておるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この検査につきましては町内にある水道給水管末のですね3か所で、毎年水質検査を実施しております。箇所につきましては、赤池貴船地区給水栓、弁城迫地区給水栓、伊方東が丘地区給水栓3か所でございます。

○議長（皆川 高司君） はい高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 福智町では水質検査を3か所で行われておるということでありますけれども、この3か所でP F A Sが実際に含まれておったかどうかということをお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 検査結果ではいずれも検出はされておられません。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 検出されていないということで安心しましたけれども、1リットル当たり50ナノグラムというのが一応今現在の基準になっております。外国によっては非常に厳しいところ、ちょっと緩やかなところがあるようでありますけれども、福智町では検出されていないということであります。次に3番目ですけれども、永遠の化学物質いわゆる発がん性や子供の成長に悪い影響を与えと言われておりますけれども、P F A Sの血液中にも滞留して、妊婦にも悪い影響を与えと言われております。妊婦の血液検査というのは行われているのかどうか、またP F A Sの、実際に行われておるとするならば調査しておるのかどうか、P F A Sの有無についてお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） おはようございます。健康子育て支援課の小松です。よろしく願いいたします。福智町では国の基準を満たした血液検査等を含みまして、妊婦健診を公費で実施しておりますが、P F A Sに関する血液検査は実施しておりません。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 福智町ではP F A Sの検査はやってないということでありますけれども、これについても基準が定められておまして、1ミリリットル当たり20ナノグラムということで、これ以下だったら大丈夫だろうという基準でありますけれども、ぜひ福智町で水道水に含まれていなければ、しなくてもいいかなあとも思いますけれども、こういった20ナノグラムという基準をについての検査も、あるいは行ったほうがいいんじゃないかなと思いますので、一応申し述べております。岡山県の吉備中央町では、産業廃棄物でいわゆるP F A Sを含んだ活性炭というのが大量に放置されておったということで、置場近くの浄水場の水から基準の1,240倍を超えるP F A Sが検出されたということで、大きな問題になっております。町内の清掃施設、主にゴミ焼却場が危険なところだと思いますけれども、ゴミ焼却場周辺の水質検査と

いうのは定期的に行われておるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 下田川清掃施設組合塵芥処理場につきましては、国が示しております一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める法令における廃止基準に基づき、保有水、地下水、ガス、池水の検査を行っております、定期的にですね。今年度の実施分につきましては、調査結果が出ておりませんが、昨年度まで実施した分につきましては、いずれの箇所も基準値を満たしておりました。ただこの検査項目にフッ素及びその化合物はありますが、議員御指摘のP F A S、有機フッ素化合物に特化した検査項目はありません。12月3日の参院代表質問で石破首相が水道事業者へのP F A S検査の義務付けを来週をめぐりに取りまとめると表明しておりますので、今後検査項目に追加された場合はですね、適宜対応したいと考えております。以上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ということはP F A Sの検査はやってないと、あるいはやる、どちらなんですか。

○議長（皆川 高司君） はい課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 現在のところやっておりません、やっていません。

○議長（皆川 高司君） はい高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） やっぱり産廃の部分っていうのはいろんなものが含まれておると思います。そういった点でぜひ、せめて年1回のP F A Sの検査というのは私はやるべきではないかと。ぜひ次の検査の段階で、その辺検査費用は少しかかるかもわかりませんが、ぜひP F A Sの検査をやっていただきたいと。次の最後の質問ですけども、泡消火剤にはかつてP F A Sが大量に使用されていたと。特に空港、あるいは軍施設等周辺ではP F A Sの濃度っていうのか、非常に高いということでそれぞれの地区で問題になっております。福智町ではP F A Sを含んだところの泡消火剤を使用しておる施設というのはあるのかないのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 町内の公共施設はP F A Sを含む消火剤を使用した施設はございません。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ないということで安心しましたけども、先ほど言ったように空港あるいは軍施設周辺では非常にP F A Sの値が高いということで、健康被害等も含めてそれぞれ問題になっておるということを注意しておきます。2番目の質問に移ります。総合体育館アリーナについて。福智町の総合体育館を公民館方城分館あるいは体育館付近、後ろというふうに理解しておりましたけども建設するということで、設計概要あるいは建設費用等が明確に示され

ずに、今回の提案された一般会計補正予算第5号で6年度、7年度にわたっての継続して、この2つの解体事業費3億173万円が計上されております。設計作業中ということでありましてけれども、本来ならばこの設計が完了し全体像を示してから、必要な解体を手がけるのが本筋、それが順序だと私は思いますけれども、どうしてその解体を急ぐのか、町長の見解をお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 解体をなぜ先にとということでございますけれども、これは町の持ち出しを極端に抑えるためにはですね、やはり過疎債を使わないといけないという方針で動いております。アリーナ建設に伴う過疎債の負担というのは大部分を占めております。実質7割を過疎債でお願いするように国、県と協議を進めております。その中でなぜ先に解体をするのかというのがございますが、これは過疎債を活用するというのが念頭にございます。その点でまず先行してやるということもありますし、工期の短縮、解体をですね先にして後の工事がスムーズに行われるように、安全性等を判断して、今の現在の方城の体育館、利用者の活動の場を確保した上で計画を変更し、解体工事を前倒しすることといたしております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 先に解体を急ぐということについては、ある程度理解しましたけれども、この設計概要なり、あるいは建設費用等かなり高額になると思いますけれども、こういったものについてはいつ公表されるのか、公表するつもりなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この建設費用については明確にまだ金額は出ておりませんので、報告する資料がございませんけれども、まずこの金額が出ましたら、まず最初に議員の皆様にご報告させていただきたいと思っております。その後ですねやはり町民の方に向けにですね、説明会を開く準備はしております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） いずれにしても設計費用なりというのは、令和6年度の費用に上がっておったかと思っておりますし、6年度中に公表するのか、できるのかどうなのか再度お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、説明させていただきます。生涯学習課長、澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、おはようございます。生涯学習課澤井でございます、よろしく願いいたします。まず設計概要につきましては、前回の全員協議会で御説明申し上げました基本設計と大きく変更はございません。地上2階建てのRC造プラスS造ということで、建築面積約4,400平米、延べ床面積約5,600平米となっております。観客席につきましては1階移動席、2階固定席立ち見席を合わせまして約2,000席となっており、会議室やスポー

ツジム、シャワー付きの更衣室等も完備する計画でございます。なお建設費用につきましては現在実施設計中でありますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。当初設計業務委託の工期がですね、令和7年1月31日となっておりますので、その頃までにはお示しできると考えております、以上です。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、令和7年1月31日と1月だったよね。はい、だからそのあとということでぜひ議員の皆さんにまず説明というか、していただいた上で町民にも広報等なろうかと思えますけれども説明をお願いしたいと思います。8名の議員が既に大分あるいは熊本に視察研修に行かれております。中津だとか大分市内のアリーナを見てこられたそうでありますけれども、昨今の状況から見ますと、この建設費用というのは大きな建設費用になろうかと想定されます。当然基金の取崩しというのもやると思えますけれども、残っておる、いわゆるまだ使える合併特例債というのが確か来年までだったかな、いつまでかちょっと時期を忘れましたけれども、残っておる合併特例債というのは今どれくらい残っておるのか、使えるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 合併特例債の借入可能残高は約10億5,000万円となっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 10億円余りまだ使えるというか、活用できるということであります。それに加えて先ほども町長が言われましたけれども、過疎対策事業債というのをやっぱり当てにしておると思いますが、先ほど7割と言われたんですかね。はい、設計建設費用の7割程度を過疎対策事業債を使うということで、これはたしか7割が交付金、交付税措置されるということで町の持ち出しは少ないということだと思います。7割の過疎債と10億円の合併特例債ということで、町の持ち出しはかなり少なくなろうかと思えますけれども、合計額はまだ公表されてないんで、何とも言えませんのでこれでやめますが、次の質問、現在方城体育館を常時利用しておる団体、あるいはグループがあろうかと思えます。私の想定ではバスケットボールがやられておったし、かつては剣道もあそこでやっておったようなふう聞いておりますけれども、そういったところに対して方城体育館が解体されると、利用出来ないということになろうかと思えます。そういったグループに対してどのような対応をされるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい生涯学習課長澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、現在方城体育館を定期的に利用している団体につきましては1団体のみとなっております。その団体のほうにはですね、事前に協議を行い代替施設などで対応したいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい１団体だったということでもありますけれども、ほかのところでということで金田か赤池かだろうと思いますけれども支障のないようにお願いをしたいと思います。次の質問に移ります。中学校、金田義務教育学校後期課程のクラブ活動についてお尋ねします。私はかねてより中学校のクラブ活動というのは大事だということで推奨し、その活性化を主張してまいりました。クラブ活動は任意であろうかと思えますけれども、勉強以外にクラブ活動に精を出していくことは人格形成にとって役立つというふうに考えております。そこでクラブ活動の状況等についてお尋ねします。各学校のクラブ活動の数っていうのは今どれほど、どれくらいありますか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい学校教育課長田中さん。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、部活動の数についてお答えいたします。方城中学校９、赤池中学校８、金田義務教育学校８となっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ８あるいは９のクラブ活動があるということでもありますけれども、このクラブ活動について参加人員、３年生になるともうやめるか終わる方もおられるかもわかりませんが、その辺も含めて生徒の数に対して参加人員はどれくらいいて、何%ぐらいの割合になっておるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい田中課長どうぞ。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、参加人数についてお答えいたします。方城中学校全生徒１９５名に対して１２２名割合は６２．６％、赤池中学校全生徒に２０４名に対して参加者１３４名割合は６５．７％、金田義務教育学校２０５名に対して１０７名割合としては５２．２％、全体の全生徒６０４名に対してですね３６３名割合が６０．１％となっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） クラブ活動８あるいは９ある中で指導を学校の先生ではなくて、部外の方に依頼、委嘱をしておる例があるかと思えます。確か文部科学省の推奨でもクラブ活動の地域移行というようなことの指導があったように思いますが、部外の方に依頼、委嘱しておる例というのはいくつありますか。

○議長（皆川 高司君） はい田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、指導の頻度はそれぞれではございますが、今ホームタウン協定を結んでいるカノアラウレアーズ福岡の選手が全ての学校のバレー部へ派遣をしております。その他につきましては方城中学校のサッカー部、バスケットボール部、陸上部、赤池中学校はバスケットボール部、野球部、金田義務教育学校は、バドミントン部で依頼を行って指導していただいているところです。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 意外と多くのクラブで部外の方に、カノアラウレアーズかこれはバレーボールで当然指導しておられるので理解出来ましたけれども、サッカー、バスケット等でやられておるということで、先生の負担というのか減るということで、この方向というのは私はいいい方向だと思います。ぜひ地域への移行というのか、地域の方々ある部外の方々をお願いできるところはどんどんやっていくべきではないかというふうに考えます。こういったスポーツに限らずにクラブ活動の成果、結果で披露できるものがあればぜひ発表していただきたいと思います。少年野球これは小学校じゃなく中学校かな、中学校の少年野球部が学校のクラブ活動ではなくてですね、少年野球は全国大会に出場したのは記憶に新しいと思いますけれども、そういったことでこういったところが頑張ってるよというところがあればぜひ教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい田中課長どうぞ。

○学校教育課長（田中 智和君） はい部活動についてですが、県大会以上で報告させていただきたいと思います。令和５年度は赤池中学校では陸上部の男子２名、男女バドミントン部が県大会に出場しております。また女子バドミントン部については県大会３位、金田義務教育学校では男子バスケットボール部が県大会出場、女子バドミントン部については県大会団体４位、方城中学校では男子バスケットボール部が県大会に出場しております。本年度令和６年度につきましては赤池中学校のバドミントン部の男女が県大会に出場し、方城中学校の男子バスケットボール部が県大会で３位を獲得しているところです。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい、ぜひこういった成果を上げておるということでありまして、福智町のホームページあるいは広報ふくちか、広報紙等でですねこういったものについてはどんどんいい成果を上げておれば広報でアピールするということは必要ではないかと私は思います。そういったことで生徒の励みにもなると思いますし、保護者も非常に喜ばれるのではないかと思います。ちなみに社会を明るくする運動というのは保護司会でやっておりますけども、作文コンテストで市場小学校の伊藤杏莉さん、市場小学校６年の伊藤杏莉さんが福岡県で優秀賞、多分２番目あたりになるかと思いますけども、西日本新聞社賞というの受賞しております。田川保護司会のほうで校長あるいは伊藤さんに対して、賞状あるいは楯を渡すということになっております。こういったことについて、やっぱり成果が上がっておる方についてはどんどんアピールするということは必要ではないかと思います。オリンピックの金メダリストのやり投げの北口榛花さんですかね、２６歳。これはパリオリンピックでも優勝されましたけども、この方あるいは水泳の選手等々についても、その競技だけではなくて、いろんな競技をかつてやっておったと。

北口さんの場合は小さい頃は水泳、あるいはバドミントン、そして陸上ということで、最後はやり投げ砲丸投げ円盤投げというようなことをやられとるわけです。福智町の中学校のOBの方でも、高校に入ってほかの競技で活躍しておられるという方があって聞いております。某議員のお孫さんということでもありますけれども、そういったことでいろんなマルチスポーツというのは、これからやっぱり必要になるんじゃないかと思います。中学校では全ての人がスポーツに限らず、いずれかのクラブ活動に参加するのが望ましいと私は考えております。中学校のクラブ活動に参加するように学校の先生あるいは校長先生が推奨しておられるんじゃないかと思いますが、1番割合の低い金田義務教育学校ではどのような形で推奨されておられるのか、教育長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい議員おっしゃるとおりですね、クラブ活動に加入というのは人格形成、また社会を生き抜く力、その中で必要なことだと私も思っております。また協調性を養う、忍耐力を養うとそういったところからですね、多くの方に加入していただければというふうに思います。まずどうして学校が加入を促進しているかということでございますが、金田義務教育学校につきましてはですね小学校6年生の2月から体験入学の部活動紹介や入学後の体験入部期間を設定しております。またその他の学校ではですね、進級説明会の際に部活動の紹介をし、体験入部を4月に実施し、入学翌日の対面式で部活動の紹介や新入生対象の集会での入部の説明会などを行っておるところでございます。ただし強制は出来ませんのでいろいろなところですね、選択肢を広げてもらって、生徒の主体的また自主的にですね、お計りをしてもらうというふうに任せているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 進級式あるいは対面式等あるいは大学なんかの場合はですね、いろんな団体が入学式のときあるいは初日にですねいろいろアピールというかしておる場合もありますし、いろんな活動でいい成績を収めておるクラブ活動については、人気が高いというか利用規模が多いかと思います。そういったことでぜひ推奨していただいて、クラブ活動を活発化させるということが必要ではないかと思います。私が地域交流センターで体験したんですけれども、ほかの中学校との合同でのクラブ活動、はっきり言うとプラスバンドですけども、方城中学校とあれば赤池じゃなかった金田義務教育学校との合同での演奏されておられました。こういったほかの中学校との合同というのは、ほかに吹奏楽部以外であるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、部活動の合同チームについてでございます。赤池中学校では野球部、バスケットボール部の女子、方城中学校では先ほど議員言われたように吹奏楽、そ

れと金田義務教育学校においては、サッカー部、野球部、吹奏楽部といった形で合同チームを組んでいるところです。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） それぞれ工夫をしてほかの中学校と合同でやられておるということで、こういったことも私は必要ではないかと。どうしても人数が足りなければ、そういった知恵を出し合って工夫をしてやるということは少子化時代ではやむを得ないかなと思いますし、そういった工夫をどんどんやっていただきたいと思います。この項目の最後の質問であります、福智町の学力向上施策というのはどういうふうにやられておるのか、教育長にお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、学力向上施策ということで質問でございます。まず福智町です。ね学校が7校ありまして、各校長7人の校長、また学力のですね指導教諭がおります。1年のPDCAサイクルに基づいて、一応年度初の学校運営構想というのをを出していただきます。またその中に学力のテストはいつどの時期にするのかというような形もプラン、計画してもらっていただいております。一応学力調査につきましては、国が行う全国調査、県が行う学力調査もあります。で町独自で行う学力調査と3つに分類されて、個々のですね、個人の状況を把握するという形になっております。またその状況が確認出来た後はですね学校でそれを分析していただいて、その後学力検証委員会というのを立ち上げております。私が会長で県の筑豊教育事務所も入った形で、計26名で構成された大きな会議でございます。またその中で各学校からまたチェックをした後の、これからどうするんだといったところの、アクションプランまで立てていただいて、年に3回学期に1回行うような内容の会議を持っております。その中でですね、一応厳しい生徒また不登校が多い中でですね、なかなか学校現場としても厳しい状況にはありますが、できるだけ学力を上げていただくというふうな形で、まずは今コロナ禍以降、ペーパーからデジタル化、ペーパーレスに移行しております。それからまずそれについていく教員のですねスキルを上げていただくというふうな形で、研修を各事務所も踏まえて、事務所主導で行う研修にですね、参加していただいて、今の現状に合った指導の仕方というふうな形で、先生達にはスキルアップをお願いしているところでございます。またそういった中で学力というのは一気に上がりませんが、町の費用で今10名ほど町任用の講師を採用させていただいております。一応配分につきましては金田が4名、方城地区が3名、赤池地区が3名というふうなところで、状況に応じてですねその配分数を変えさせていただいて、対応するというふうな形で、学力のほうを上げさせていただいております。1番大きな組織というのは学力検証委員会というところで、その学校の今後の在り方を決めていくというふうな方向付けというふうな形で、今のところ行っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ぜひですね県の中でも筑豊地区というのは、学力はやっぱり全国学力テストの結果では、筑豊地区は少し下がっておると。また筑豊地区の中でも、福智町がどうかなあというのが心配ですけども、なかなか公表してもらえません。その辺で公表をする時期はいつか来るのではないかと期待しておりますけども、ぜひ公表していただきたいと思います。先ほど検証委員会でいろいろやられておるということでもあります。町任用講師も１０名、今現在１０名が町任用講師として雇用しておられるということで、学力向上にしておるということでもあります。ぜひ引き続きですね、学力向上についてやっぱりこれからもやっていく必要があるのではないかと思いますので、教育長が陣頭指揮をとってやっていただきたいと思います。最後の質問に移ります。独り暮らしの高齢者対策について。１番目の質問者田寄議員のほうでちょっと質問が被ってる部分があるかと思いますが。９月定例会で質問しました、その中でまだ私としては解決出来ない問題がありますので、今回また重ねて一般質問をすることをお許し願いたいと思います。７５歳以上の後期高齢者の独り暮らしの方がかなりおるかと思いますけれども、この中で近親者がいて連絡がつく場合はいいんですけども、遠方にいる、あるいは全くいない場合の取扱いについてお尋ねしたいと思います。今年３月策定のエンディングノートね、令和６年３月第１版発行ということで、福智町地域包括支援センターが発行しており、なかなか中身を見ると必要なことが網羅しておるということで、これはぜひ高齢者に、特に独り暮らしの高齢者に配って書いていただき、中身について把握すべきことがあれば、町は把握すべきではないかと私は思います。この地域包括支援センターで作ったエンディングノートでありますけども、７５歳以上の独り暮らしの方全員に配布しておるのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 高齢障がい福祉課若林です。全員には配っていませんが、先ほど田寄議員の質問のときにもお答えしましたが、今年度６月にそういった終活の講演会を行ったときに配布を行いました。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） まだ全員ではないと。説明会というのか、会合で配ったということでもありますけども、この配った方についての緊急時の連絡先というのを、地域包括センターは把握しておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 先ほども田寄議員の質問の中にもちょっとちらっと触れましたが、今７０歳以上の独り暮らしの高齢者の世帯に対して、町のほう地域包括センターへ情報を提供いたしまして、在宅高齢者相談支援係による訪問等を行って、その中で支援を行う家

族が誰もいない場合などの高齢者の方の情報等を聞き取り調査などを行って、必要に応じて適切な制度へ繋げています。その中でそういった連絡先を今把握している状況であります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 民生委員がこのエンディングノートを配っておるのかどうか。そしてこの緊急時の連絡先を把握しておるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい高齢障がい福祉課長若林さん。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 民生委員の方につきましても、全ての方の状況が把握されているわけではありませんが、前回の９月議会の際にもお伝えしたと思いますが、福智町の避難行動支援者登録台帳というのを毎年防災と福祉係で配っておりまして、その中で同意が得られた方のみの連絡先が載ってる台帳でありまして、そういう台帳に基づきまして見守り等行っている状況であります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 同意が得られた方についてのみ把握、連絡先、いざというときの連絡先というのが分かるということでもありますけれども、行政区長ですね、私は行政区長はいざというときの連絡先というのは、必ず掌握すべきではないかというふうに考えております。任意、同意ということでもありますけれども、その同意について少なくとも半強制的にですね、有無を言わずとは言いませんけれども、独り暮らしの方の場合には、やはりいざというとき必要だということを説得してですね、連絡先を書いておく、いざというときにそこに連絡が取れるということが必要ではないかと思います。孤独死あるいは不審死というのはあった場合に福智町にとって私は恥だと思えます。交番の警察官はやはり常時訪問しておって、この緊急連絡先というのは掌握しております。行政区長、民生委員、地域包括支援センターというのは、いざというときの連絡先というのを把握、知っておくべきだというふうに私は思います。だから任意任意と言いますけれども、その任意を半強制的にでもね、やっぱりやっていただきたいということを主張して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

.....
○議長（皆川 高司君） はい。次は朝部壽議員の一般質問を許可します。はい朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） はい議長。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） はい、９番朝部でございます。今回１点についてですね、質問させていただきます。ただいま高津議員のほうからですね、同じ質問ということで、重複するところもあろうかと思いますがですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。黒土町政ももうすぐですね、２期目の半ばですが、今回先お送りされてきた各施設のですね、統廃合は現在黒土町長を

はじめとする執行部、それから担当課長職員のですね皆様でいろいろと議論されて進めていただいているところではありますが、今回各体育館統廃合によるですね、アリーナの建設行うところですが、現在ですねどのように計画をされているのか、また先般全員協議会の中でですね、担当課より基本設計の図面は見せていただきました。その後進捗状況ということで、お伺いをするところとしてみました。わかりやすくですね、スムーズな答弁をいただきたいと思いますが、冒頭に言ったように高津議員のほうからいろいろですね質問されておりますので、省きたいところは省きたいと思いますがよろしくお願いします。まず1番目、まず今般の定例会、その中で議案第61号、一般会計補正予算総額17億7,700万ですね、そのうち第5号の解体費計上1億2,000万、総額3億170万、6年度、7年度ということで高津議員のほうから質疑がありました。そこでですね方城体育館及び方城分館はなぜ事前解体なのかということでですね、お伺いするようにしました。高津議員のほうから同じ質問があつてですね、先に解体する理由としてですね、安心安全性を考えてということで、町長の答弁があつたと思います。そういう形で、解体を事前にするんだということであるならば、それでいいのかなというふうに思いますけど、いずれにしても当初は先にアリーナを建てて、そのあとに体育館分館を壊すという予定やったんですけど、今言ったようにいろいろな安心安全性を考慮するという形で答弁をいただきましたので、この分についてはですね、控えたいと思います。それからですね2番目、これも先ほどやはり一般質問の順番がこうして後になると、なかなか質疑がしにくい面もありますけどね。2番目の当初の計画では、体育館完成後の解体予定であつたということで、ただいま申し上げたところなんですけど、分館については町長の説明の中でですね、当日やつたと初日やつたと思うんですけど、分館は児童センターに移動するという形でありました。体育館についてはこれについては高津議員のほうからですね、ちゃんと周知はされてるのかという形であつたんですけど、一応バスケット部というのか1団体という形で使用されていたみたいなんですけど、利用者がいろんな形でですね、活用されているということで、先ほど課長のほうからもきちっとこの1団体にはですね、こういう形で解体するという形できちっと話をされているようなので、これについてもですね答弁は要りません。続いて3番目行きます。新総合体育館（アリーナ）の本設計、現在はどこまで進んでいるのかということで、お伺いすることとしてしましたが、これについてもですね先ほど高津議員のほうから質疑がありました。一応令和7年1月31日までにきちっとした形のものはできるということでもいいんですかね、いかがですかね。

○議長（皆川 高司君） はい生涯学習課長澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、すいません。先ほど私が申しました1月31日というのは、当初体育館の設計の工期が1月31日であつたために、事業費については1月の31日までには大方お示しができる数字がつかめるだろうということで1月31日というふうにお答えをさ

せていただきました。設計自身はですね、当初本体工事の設計業務委託のみでございましたが、解体設計及び外構の設計をですね変更で契約をしました関係で、工期も3月31日までとなっております。先ほどの1月31日は繰り返しになりますけど、あくまでも事業費がある程度お示しできる期日が1月31日ぐらいまでには事業費は固まるだろうということでございます、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） ということは事業費が1月31日までに示されるという形なんですね。だったら全協で図面を見せてもらったですね。設計はもうあのまま本設計になるということとでいいですか。

○議長（皆川 高司君） はい、生涯学習課長澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、大きくですね前回の全員協議会で御説明した基本設計と大きく変更はございません。所々ですねそのドアの幅が少し広がったとか狭くなったとか、その程度の変更はありますけども、基本的には基本設計のままだというふうに思います。ただ工期が3月31日になりましたので、全員協議会の中でその金額をお示しをある程度はできるんですけども、正式な図面をですねお出しするというのは恐らく3月31日まで、その3月31日までの工期ですから、それまでには図面上がってきますけども、まだ1月の段階でその正式な図面が上がってきているかどうかというお約束がですね、今ちょっとここでは出来ないという状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） いずれにしても高津議員もおっしゃってましたけど、こういうね大事業というか、こういうことはやはり町民に周知するのが1番大事なかなと思いますので、今言ったようにお示しできる時期が来れば、もちろん議会には当然お知らせはあると思うんですけどね、町民に対してもいろんな形で、広報紙、議会だよりでも載せられる分は載せていくんですけど、行政のほうからいろいろそういう事前にですね、分かる分についてはいち早く教えていただければ、私たちも行動ができるんですね、よろしく願いしたいと思います。じゃ続いていきます。4番目の質問になりますけど、これも基本設計から多く変更が変わったのかという形でですね質問させていただくことにしましたけど、今課長のほうから答弁がありましたんでこれも結構です。それと5番目もですね、建設費、面積については先ほど高津議員の方で答弁いただいておりますが、全体で2階建ての5,600平米、客席が1,000席って言われたんでしょうかね、これで間違いないですかね。

○議長（皆川 高司君） 議長。はい生涯学習課長澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、面積につきましては建築面積で4,400平米、約です

ね、延べ床面積で5,600平米となっております。座席数につきましては1階の移動席、2回固定席、立ち見席まで合わせて約2,000席となっております、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。私の聞き間違いやったですね。はい、総面積が5,600平米ということですかね。はい、ありがとうございます。続いてですね、6番目の質問に参ります。まずある事柄が真実として認められる確実性の度合い、つまり確実にこういう総合体育館は作るんだと、蓋然性っていうんですかね。このような大規模は先ほど言ったように、必ず町民に説明責任を果たしてほしいということですね。また将来のですね、負の遺産にならないようにですね、町長の見解をですねお伺いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先ほども質問のときに回答させていただきました。まず詳細が出てきましたら議員の皆様には報告をいたしたい。その次に関しましては町民向けにですね、広報紙等でも周知はしますが、場所を設けて皆さん方に報告できる場を設けるように準備しております、以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） その中で体育館、総合体育館が出来たとするなら方城は今回解体計上されてますけど、あと赤池とですね金田、体育館ありますよね。これの解体費がまた必要になるんだろうと思いますけど、これについては今現在まだ補正予算などで計上されてませんけど、今分かるんやったらですね2施設の解体費用などはどのくらいの金額なのかわかれば教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 総額についてはまだ報告できるまでの資料がございませんけども、まず最初に赤池の体育館と町民会館というところがございました。その隣の部分の解体に今入っている、解体に向けての設計に入っているということでございまして、それが終わりましたら町民会館の解体、その分の金額が出ますのでまだ今ここで示すことは出来ません。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。いろいろこの行革を進めてる中で、やっぱりいろんな面でですね、町長はじめとして皆さんは大変だろうと思いますけどね、これはもう絶対やっていかな事業ですから、ぜひですね今後とも一致団結しながらやっていただければありがたいかなと思います。それでは7番目の質問にいきます。今回の体育館の統廃合に伴い大分県のレゾナック武道スポーツセンターへ議会研修としてですね視察に行かせていただきました。そこで規模や工事費は別にして、素晴らしいですね施設でした。館長さんのね、そこの館長さん

より、いろいろ詳しくですねお話をお伺いしていますので、参考までに、先ほど配付させていただきましたけど、説明をしながらですね申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。
まず大分県県立武道センターに行ってみりました。建設の主な経緯としてですね、2013年平成で言えば平成25年11月に、26万人の超える県民のですね、署名を県に提出したという形ですね。で2015年に設計をプロポーザル方式で公募したんだという形ですね。では工事期間というのが2017年から2019年まで約2年1か月。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員、簡単にしてください。

○議員（9番 朝部 壽君） 簡単、これ読み上げんとちょっとあれにならんばい、読んでいかんとわからん。

○議長（皆川 高司君） これ資料は自分たちだけ、各全部の議員にわからんでしょう。

○議員（9番 朝部 壽君） 配ってない、そうですか。そしたらですね、そういうことなんですが一応規模と金額はもう全然違うんですけど、一言で言いますと木材をいろいろ使ったアリーナだったんだなというふうに思います。それからその中には柔道場や剣道場、いろんな施設がこの中に入っていました。メインとしてましてね、競技場の概要は約5,000人だという形で、固定席が2,028席で可動が2,016席ということで。

○議長（皆川 高司君） 議員もうやめてください。資料がないからわかりません、なん言いようか。やめてください。

○議員（9番 朝部 壽君） わかりました。それではですね、その中でこのパンフレットは別としてですね、1番大事なことは館長から聞いた中でですねコンベンション機能、つまり行政、議会、それから有識者、町民の皆様を巻き込みながら規模、工事費、また運営等々ですね、議論をすることっちゃうのは1番大事なことと言われることでありました。競技場の中にはできればですね、サブ競技場といいますか、練習場があれば1番いいんじゃないかなろうかというような形もおっしゃってました。いろいろその中でスポーツジムもその中にありましたが、親御さんあたりでスポーツジム来る方々もおられるということで、子供の遊び場というんですかね、そこはガラス張りで施設を隣接するところに作ることで、子供たちの様子がもうガラス張りなんでよく見えるという形で、各器具もですね、その子供たちに向かって設置されていたということで、非常によかったのかなというふうに思います。参考になるかどうかわかりませんが、資料をですね、皆さんに配っておけばよかったんですけど、それはそれで議長から止められましたので、これ以上申しませんが、いずれにしても今回の大事業ですから、先ほど言ったようにですね、町民にわかりやすく説明していただきながら、建設に向かっていただきたいなというふうに思います。
一応これでアリーナの話を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい次8番いってください。

○議員（９番 朝部 壽君） 続いてですね各公民館統廃合についてお伺いいたします。今般このコスモス診療所保健センターは、黒土町長の意向により２４時間診察ができる施設に変更するとのことでしたけども、今般各行政改革の中で施設を統合するという形でですね、この施設を今後活用という形で予定されてますけど、このことについてですね、今でも町長の考えはお変わりはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。当初私も非常に期待しておったんですが、２４時間訪問診療ができる施設にということで大変喜んでおりましたが、先方がここを運営する中で、併設する施設について、これは難しいということで撤退されました。病院についての活用というのは出来ませんが、今般教育施設の統廃合の中で、ここに中央公民館としての機能を持たせるということで、それについての調査、設計に入ろうとしております。コスモスの前の診療所のあった部分については、健康子育て支援課ですかね、そちらの施設あたりを設けて、保健施設のコスモスの保健施設のほうには教育委員会の施設を持っていくという、この２本立てで考えております。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。９番目の質問に入ります。当初から各施設の統廃合はなかなかですね、思うようにはいかないのは世の常だと考えております。この施設が公民館として難しい場合は、今後どのように活用される予定でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今現在の考えでは最終的な手段として、中央公民館と位置づけたいというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） 意志が固いようで、その方向に向かってぜひ行っていただければありがたいかなと思います。それでは１０番目の質問に入ります。この施設を活用するにあたり、今のままでは使用が出来ずかなりのですね、模様替えがリフォームが必要なんじゃないかというふうに思いますが、設計費は今これ今後やっていくんだという答弁でしたけども、この工事費についてはですね、どのくらいの費用がコスモスそれから保健センターについてですねかかるのか、おわかりであればですね概算でもいいですけどお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 生涯学習課長澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はいコスモス保健センターの整備につきましては、１１月下旬にですねコンペで設計会社の公募をかけております。その際募集要項におきまして、設計の業務

委託上限予定金額税込1,650万円。設計に係る部分ですね、設計に係る部分の事業予定額は税込6億5,000万円に記載しております。なお防水工事や外構等の設計に含まれない部分もございますので、総工費につきましてはもう少しかかろうかなというふうに思っております。なお先ほど町長言われましたコスモス保健センターと診療所に公民館機能ということでしたけども、今後この設計のコンペによってですね、どういう案が上がってくるか、どれが採用されるかによってですね、場所によっては若干変わることもありますのでよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 結構な金額がかかるみたいなんですけど、やはり統合するっちゃうことなんで、やっぱ町民がですね使いやすくやっぱ有効に使えるようなですね、施設にしていたきたいのと、金額が金額なんでぜひですねそういう形でですね、町民が寄りやすいとか簡単に行ける施設であればですね、統廃合としていい形で町民もですね還元できるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。議長最後いきます。いずれにしても体育館及び公民館の統廃合に伴う工事については大規模でもありますし、1番大切なのはやはり先ほど町長も答弁しましたけど、やっぱり町民にですね理解をしてもらうという形が私は常々言ってると思いますけど説明責任をですね、こういう形で方城赤池金田、いろんな施設もありますしね。そこら辺を利用されて、これやはりですね、説明をしていただければですね行政としてもスムーズにですね、やっぱこういう工事は私はしてもらいたいんですよ。後でどうのこうのって言われるよりですね、黒土町長はちゃんとやってくれたんだということですね、称賛されるような説明責任を果たしてですね、やっぱりやっていただければですねいいものもできるし、町民からも福智町町長はじめとする行政はちゃんと町民のためにやってくれてるんだっていうことがですね、町長たちもそれが1番やっぱり望みだろうと私は思うんですよ。そういう形で最後になりますけど考えは教えていただけますか。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 統廃合についての説明ということなんですけども、まだまだ統廃合を完了しておりませんけども、その中でやはり1つずつ紹介していきたいというふうに考えております。まず今度は体育館及び公民館の統廃合ということで、工事の順番を進めておりますけども、やはりこれはお金のかかることでありますから、やはり財源の部分を確保できるかどうかを見極めた中でこれで財源の確保は叶うということで出発しております。その中の説明ということについては、これはもう議員の皆さんは町民の負託を受けて、この議会の場に出ておりますので、まず最初に議員の皆様にお知らせするというのが順番だろうというふうに考えてます。その後ですねこのアリーナについても先ほど申しましたとおり時期をみて、町民の皆様にもこういうのが出来ますよという報告をさせていただくという準備をしております。

○議長（皆川 高司君） はい朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、いろいろ今回答弁いただきました。こういう形でいろいろまだ説明したいところあったんですけど、私の不備でですね、御迷惑かけたことをですねお詫びしたいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はいお疲れさまでした。はいここで10分間暫時休憩します。次は11時30分ですね。よろしくお願いします。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

○議長（皆川 高司君） 一般質問を再開します。次は森野和彦議員の一般質問を許可します。はい森野議員どうぞ。はい森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 2番森野、一般質問の通告書に従いまして質問させていただきます。まず1番目の質問ですが定住促進についてお伺いします。今現在本町の定住促進対策としては住宅政策や、子育て等実施されていますが、今後人口を増加させるべき対策として、空き家の利活用や住宅誘致が重点課題と思いますが、特に住宅政策として新築解体補助額の増額措置を考えてますか、町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい八代課長。

○住宅課長（八代 賢一君） 森野議員の定住促進の関係で定住促進と住宅課の立場で、住宅性能向上関係及びそれに対する増額措置の考えはということでお答えさせていただきます。まず定住促進事業の新築に対する補助といたしましては、子育て世帯を対象としており、要件を満たす方に対し、平成29年度より行っております。また解体につきましては、建て替えを伴うなどの除去に対して、要件を満たす物件となります。またこの事業は県の補助事業でありますので、要件につきましては、県の要領を満たす必要がある事業となります。なお開始時期につきましては令和5年度より住宅性能向上改修促進補助を行っております。いずれにつきましても増額につきましては現段階では考えておりませんが、事業につきましては今後も継続していく予定であります。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今の内容でですね、再度の質問ですけど、今現在は考えてないということなんですが、人口増進をする場合に、やっぱりそういう政策は他の町村よりも、同等とか言えばね、同じ内容になってくるんで、福智町の恐らく魅力がないんですよ。だからそういったもので今の住宅政策は新築にしてみれば100万、そして町内業者を使えば50万の加算があるというところでしょうけど、解体費にしてみれば50万というところですけど、福智町独自としてですよ、県の補助金も必要ですが、人口を増やすためには、やっぱり住宅を建ててもら

ということが1番大事と思うんですよ。その辺の見解を町長お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今議員がおっしゃられましたけども、よりこれ増額すべきじゃないかということで言われてました。しかしながら他の自治体等を調査する中ではですね、この空き家の片づけ奨励金10万円、これ上限になってます。それと解体奨励金が50万円を上限に交付をしておりますが、この分については、よそと比較してもそんなに低い水準でもないので、今現在増額を考えていないということでございます。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今回の12月補正でも町有地の売却をですねしてますけど、やっぱり町有地を売却すれば住宅政策、定住促進をですね目安に考えてると思うんですよ。なおかつそれに前向きに進めていくには、やっぱりよそにはないような福智町の魅力としてですよ。それをふるさと納税等もですね、やっぱり皆さんは福智町の人に対してのふるさと納税をですね、寄附してるんやから、その辺を踏まえてですね、検討の課題ありますからお伺いします。

○町長（黒土 孝司君） 森野議員の質問につきましては、貴重な意見ということでその意見は頂戴した中で考えていかせていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい次行きます。次は新ごみ処理場施設及び本町のごみ処理対策についてお伺いしますが、その前に事前にですね、私の質問に対して貴重な資料をですね、御提示をさせてもらって本当に感謝しております。これはもう赤池の処理場のですね、焼却場やらの当初からの流れを明記されたもんですけど、今現在までですね、ごみの状況の流れを書いてもらってます。非常にありがとうございます。それに関連してですね質問させていただきます。まず1番からですね、新ごみ場処理施設稼働に必要な議決がですね、田川市を除く7町村については9月定例議会で可決されましたが、田川市のみ賛成少数で否決されてます。しかしながら11月の15日の田川市臨時議会において賛成多数でようやく可決されました。来年4月1日稼働に何とか手続や現場の準備に影響がないのか、そういったものも含めてですね、もし影響があれば、どのようなことが考えられるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この流れの最初の部分からちょっと申し上げさせていただきますけども、まず9月議会8市町村で上程した関係議案全てが可決されなければ、県知事への認可申請が出来ない、その状態でした。このため田川市議会の否決という結果は、田川市が8町村での共同処理に参加しないのかという意思表示であると判断されるため、これまで進めてきた手続や、施設引渡しに係る国の基準に基づく90日間の性能検査などの準備を全て中断することとなった

ところでございます。田川市長は記者会見では市議会の判断力の判断は重いと発言されておりましたが、7町村議会の判断も非常に重たいものでございます。11月15日の田川市議会において原案どおり可決したことから、準備を再開し11月26日に火入れ式を執り行いました。しかしながら性能検査を実施する100社ほどの機器メーカー技術者との日程調整を再度行う必要が生じております。現在日程調整を急いでいるところでございますけども、規約改正の手続や、田川地区清掃施設組合の解散届を県に受理されるのを待っている状況でございます。いずれにしても多数の関係者に御迷惑をおかけすることになりますけども、4月1日からの8市町村共同処理開始に向け、田川地区8市町村が一丸となって取り組む必要がございますので、皆様の御理解と御支援、御協力をよろしくお願いしたいと考えている次第でございます。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今町長がおっしゃいました様々な問題点というのは理解出来ますが、本当に田川市民がそういうやっぱり郡の町民とそういう理解をされてるのかどうかというのもですね不思議に思ってます。んで今後そういった中で稼働に関してですね、どういった問題が予想されるのか、分かればお伺いしたいんですよ。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 細かいことは私はわかりませんが、今言った100社ほどの検査、これが遅れる可能性があれば4月1日に稼働することが不可能になるのじゃないかと、そういう懸念がございます。それを田川市の議員たちはわかっているのかというのが正直なところでございます。もっと理解をしていただいてその中で議論するのはいいんですけども、結果として採決で否決というのはあり得ないという考えでおります。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今本当に来年4月1日稼働に関して疑問というお声も答弁もですねありました。もしですね4月1日以降が間に合わなかった場合どうなるんでしょう。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは過疎債の借入等もしております。この期限が延びるということはあり得ないことであって、非常にこの100社の機器メーカーがですね、一生懸命頑張っていたかないといろんな調整が整わないというふうに感じてます。しかしながら4月1日と期限が決められてます。その期限に間に合わせてほしいということで、業者等にはですね一層の努力をしていくというのは皆さんで考えていただいて、プッシュプッシュで行っていただければという考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次いきます、2番目です。田川市議会が否決した理由に挙げられ

ている複合型スポーツ施設について、町長の見解をお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お配りした資料1を御参照願いたいというふうに思います。資料のほうはお持ちでしょうか。このスポーツ施設の用地につきましては、衛生施設の建設用地の確保は非常に難航を極めるため、30年後の代替の用地として購入したものであり、安定的に用地管理を行う上で、地域住民からの要望が、これは地域住民というのは大任地域の住民でございますけれども、スポーツ施設を大任町が設置することは東部議会で報告されており、管理運営を田川地区広域環境衛生組合が行うということについては、7月の8市町村首長会議でみんな合意はしております。30年間毎年草刈りに経費がかかるならそもそも草刈りをしなければ、今後経費はかからないという田川市議会の議員も一部におりました。管理せず放置してよいという発言は非常に理解に苦しむところでございます。地域住民のことをないがしろにしていると考えられても仕方がないというふうに考えます。このスポーツ施設建設用地については、将来のごみ処理施設の建て替え用地として活用するのはもっともでありますけれども、地域住民の方々に御理解いただき、この施設を広域環境衛生組合で管理運営することに私としては何ら異論はございません。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今町長がおっしゃったように複合スポーツ施設の使い方、設置のですね予定ですが、あれをさらにやっぱり放置しておれば、沿線住民の方々は大変迷惑すると思うんですよね。それは大任町だけじゃなくして、仮に福智町にあっても一緒と思うんですよね。同じような内容なってくる。それがやっぱり環境的によくないということで広く利用するようにするには、スポーツの振興も1つですけど、そういった面で町民が安心してですね使える、強いと言えば田川市郡の皆さんが安心して使えるような施設にしてほしいと思います。次行きます。3番目です。新設稼働に伴い下田川清掃施設組合が解散することになりますが、福智町が町民の利便性を考慮していただくために、赤池焼却場地にストックヤードの必要性を町長は答弁されていましたが、その後どうなっていますか、今後の予定を教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 当町としましては、循環型社会の実現に向け資源物のリサイクルセンターを設置し、分別の細分化を図り、ごみの減量化を推進していきたいと考えておりますが、土壤汚染調査などの結果を踏まえ、跡地利用の計画を立てる必要がございますので、現段階で設置時期や跡地利用について明確にお示しすることが出来ません。またストックヤードにつきましては、粗大ごみは来年6月頃から予約制とすることで、利便性は図られますので、町民の方が利用するためのストックヤードの設置は、必要があれば今後検討していきたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今予定としてはあるということですが、しかし来年の４月１日稼働なんですね、やっぱり準備状況として今回１２月補正でもパッカー車の関係とかが上がってますよね。そういった中で福智町の町民の利便性を考えていただければ、ほんとスムーズにですね早く対応を考えてもらいたいということですけど、町長の見解をお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ヤードをですね確保することは可能でございますけれども、実は先日、昨日ごみ処理施設の見学に行きました。その中でリサイクル品の持ってくる場所、粗大ごみを持ってくる場所というのを明確に見て回ったんですが、これをどう活用するかっていうのが今後でございますので、そのヤードをいきなり今使うかっていうと、その稼働次第でまた変わるというのを御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） いずれにしても、昨日町長は新ごみ処理場の内容を見たということですけど、福智町民の利便性を考えていただきたいために、そういった計画もですね、ぜひ検討してもらいたいと思ってます。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員どうぞ。

○議員（２番 森野 和彦君） 次の質問行きます。町民の皆様は新ごみ施設の利用を十分理解されていますか、ごみの分別収集方法に変更があるのかお伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 収集方法につきましては大きく２点について変更いたします。配付しております資料２と資料３をごらんください。１つ目は資源ごみ不燃物につきましては、４月から毎週水曜日に種類ごとに収集することといたします。２点目は粗大ごみ収集につきましては、これまで年２回としておりましたが、予約制とし翌週以降の収集を収集業者と直接やりとりしていただきます。詳細につきましては、町報折り込みは全戸配布いたします冊子、分別表、福智公式LINE、ホームページで分別方法を確認していただきますようお願いいたします。なお資料３のほうに若干書いてありますが、右下の青い袋ですね、青い袋の上に乾電池や金属類、スプレー缶が１２月から青い袋でと書いてありますが、これまで資源ごみ等回収しておりましたスプレー缶などにつきましてはその他不燃物ということで出していただくように変わります、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今税務住民課長のほうから精細な説明ありましたが、この資料を参考にしてもですね、なかなかわかりにくいし、我々はいいんですが高齢者の方々が本当に理解

しづらいというふうに思います。やっぱり来年4月1日以降の問題ですけど12月からブルーの袋が変更された、新しく変わるんですかね、そういった内容も十分福智町民には周知されてますか、それはお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい税務住民課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） この資料3のパフレットは広報誌に掲載したものでございますが、8月以降折り込みで詳細について説明をさせていただいて、周知をさせていただいております。また今後ですねこういった以前お配りしておりましたこの分別表を再度全戸に配布したいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） それはいつごろから配布されるのか。そして随時こう何というか、ごみが間違っただけの内容を入れた場合に、赤いシールでから袋にパチッと張るんですよ。それで持っていないんですよ。もっとう丁寧なやり方なんでしょうか。それも含めて回答してください。

○税務住民課長（仲村 和宏君） このパフレットにつきましては3月までには全戸配布したいと考えております。赤いシールにつきましては以前わかりにくいと御指摘がございましたので、シールの内容を変更してより細かいこの部分が間違ってますよというものに変えてシールを張っております、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問に行きます。本当にごみはたくさん出ますが、それに加えてやっぱり削減をするような状況もですね、我々町民としては考えていかななくてはならないというふうに思ってます。それがゆえにですね、今現在3R、リデュース、リユース、リサイクル、という内容がですねうたわれてますが、今からですね4Rリフューズ、5Rリペアの推進に向けて、ごみの減量化対策をどのように啓発啓蒙を行政としてですね、考えていってらっしゃるのかお伺いしたいんですが、その前に私の質問内容で3R4R5Rの内容説明をいただいております。それは本当にありがたいと思ってますが、そういった内容で啓発啓蒙を行政としてどういうふう考えているのかお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） お配りしております資料4をごらんください。まず本年度より缶ビンなどの分別方法を変更し、短い周知期間ではありましたが、町民の皆様の御協力のおかげで大部分が分別なされております。大変感謝しております。平成12年循環型社会推進基本計画において、ごみを減らすための取組としての優先順位の考え方である3Rが導入されております。昨今ではこれまでの3Rであったリデュース（ごみが増えそうなことはしない）、リユース（ご

みにしないで再利用）、リサイクル（資源として活用する）にリフューズ（いらないものは買わない）と、リペア（修理して長く使う）の2つを加えた5 Rの取組が推奨されております。ごみの再資源化の取組や減量化に努めることは、地球温暖化対策の一環であり、循環型社会の実現は地球上で生活している私たちの責務でございます。当町におきましては、地球温暖化対策の一環として地域資源物回収活動を推奨しており、将来資源物をより詳細に分別回収するリサイクルセンターも設置したいと考えておりますが、まず私たちがごみの縮減意識を高めることが重要でございますので、家庭だけでなく、学校や会社、公共施設やコンビニなどの商業施設など、普段の生活におけるごみ出しを通じて、一人ひとりが意識を高めていただきたいと考えております。町民の皆様におかれましては、不要となったものをごみとして出すのではなく、この5 Rを意識し、お手を煩わせることとなりますが、分別に御協力いただき、後世の方たちのためにもごみの減量化に努め、循環型社会の実現に向けての取組に引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。またコンビニやごみ袋を販売している店舗には、こういったポスター等を配布して設置してもらうようにしております。広報誌や店舗のポスター等を確認していただいて、ごみの分別化に御協力いただきたいと考えております、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次行きます。次は公共施設の集約化に係る。

○議長（皆川 高司君） 森野議員、ちょっとまって。皆さんにお諮りします。少し時間が下がりますがこのまま続けてようございますか。はい、じゃ森野議員どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） はい、なるべく簡潔にお伺いします。よろしく申し上げます。時間もせっぱ詰まってるんで。この集約化のですね、内容での御質問させていただきます。まず1番目の状況ですが、これは3公民館、3体育館の集約ということは、社会教育施設統廃合検討委員会です、答申されたということはお伺いしています。その中でですね町長は事業費が明確に出れば各地区のに出向いて説明をしたいという答弁をですねもらいましたので、これはもう先輩議員から質問された中での答弁ですので、この質問をですね省略します。2番目に行きます。2番目はですね本年度の設計委託1億2,600たぶん50万の委託料だったとは思いますが、建設工事の費用はどの程度の額だったのか、基本設計、そして実施設計の契約とは思いますが、委託料の積算根拠についてもですね、お伺いします。逆算方法とは思いますが、コンペ方式でやっていますが、基本設計は基準的には25%、そして実施設計は75%の比率でやっていると。その内容で答弁願います。

○議長（皆川 高司君） はい生涯学習課澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 委託料の積算方法につきましては森野議員言われるとおり、逆算方法で行っております。国土交通省の官庁施設の設計業務等積算基準を参考に算出しております。

す、以上です。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 次いきます。次は総合体育館だけではなく、周辺整備の必要と思いますが、周辺整備だけでの概算の額は把握出来ているのでしょうか、町長にお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは私もまだ正確には掴めておりません。まだ話す内容にはなっておりません。はい、まだ今設計中であってですね、それが出だしたら、皆さんにお知らせできるというふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 一応町長はこの体育館、アリーナというんですかね、この工事に関しては、過疎対策事業費を充てるということをおっしゃってましたが、この過疎の申請をするにしても恐らく概算費をですね出して、そして申請をしているというふうに理解しますが、どうでしょう。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この概算という形でからですねこれ申しますと、自分たちが過疎債を当然国に話を通しておると。その中でこの過疎債が全額適用できるかわかりませんので、総額というのはまだ向こうには伝えておりません。約どのくらいの過疎債が欲しいと。その旨だけを伝えております。この町民体育館というのはですね、私の思いだけで作るわけじゃなくて、これを利用するのは私はありません。あの方々が町民体育館を使う、アリーナを使うようになるんで、皆様方にはやはりいいものをつくって送り届けたいという思いの中でこのアリーナ建設が進みました。しかし今現在ですね、過疎債の要求をしてるんですけども、過疎債で大体どのくらいいるんだろうかということ言ってるんで、まだ総額の枠はまだ本省には伝えておりません。

○議長（皆川 高司君） はい森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今からの多分申請とは思いますが、大変多難な要望活動と思います。ぜひ頑張ってください。次行きます。総合体育館は、建設するですね、総合体育館は2,000席の観客設備を計画していますが、完成すればどのような利活用がされていくのか、予定なのか、福智町は今人口2万1,000です。2万1,000にして2,000人の観客席を設けてます。10分の1、1割ですね約、よほどの事業内容いっもしないともったいないです。どうぞ町長の見解を。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員おっしゃるとおりでございます。この利活用についてはですね、うちがホームタウンを結んでいるカノアラウレアーズ、これは12試合ですかね12試合の試合が

ホームで行われた。それに使うのはまず1点でございますけれども、そのほかにも今県のスポーツ企画課というのがございます。その中で要請を受けているのは卓球のTリーグ、バドミントンのリーグ、そういうのとあと福岡県におかれる高校とか中学の大会がですね、できるようにお願い出来ませんかということを言われております。田川市体育館がもう来週Tリーグがございます。そういうのをぜひ誘致して、多くの方々に町民の方々に、お年寄りから子どもさんまでスポーツを見ることによってですね、ワクワク感を持っていただいて、スポーツに親しんでもらって健康な体をつくるというのは、最終的な目標と考えております。今のところはですねTリーグ、バドミントンの大会、県の大会、今現在ですね飯塚は県のバスケットボールの大会が行われております。博多のほうにおいてはその他の競技を行われてますけども、このバレーボールプロチームを抱えております、唯一のバレーボールの女子プロチームなんで、ぜひバレーボールの県大会とかそういう大会がうちで行われるようにですね、スポーツ課とも話を進めていきますので、そういう御理解をいただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 本当に体育館を新設することは私も賛成ですが、本当に今福岡県でもFMラジオでGOW！！やら応援してますよね。そういった内容でもカノアを一生懸命応援しようかという活動は広がってますが、ますます体育館自体のですね、内容を国際公認とか国内公認とか、そういった競技内容ができるような体育施設でですね、ぜひしていただきたいし、また競技が筑豊地区で行えるようなですね、県下からですね、人が呼べるような状況も踏まえてですね、今後の建設計画をですね当たってほしいと思います。すいません、それで町長の見解をよろしくをお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これ体育館を使ってですね、多くの交流人口を増やすというのが目的になりますけども、町民のみならずほかのインバウンドを含めた、究極はですね、ここでコンサートあたりも行える、そういう取組も行えるアリーナにしていければいいかなというふうに考えています。その部分は伝えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） ぜひコンサートをですね、私の好きな長渕剛やら呼んで欲しいなと、これはもう要望ですが。これをもちまして私の一般質問を終了します。

○議長（皆川 高司君） はい、次は尾崎さつき議員ですが、ここで13時10分まで昼休みにします。はい、よろしくお願いします。

午後0時05分休憩

午後1時10分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは午後の部を再開いたします。次は、尾崎さつき議員の一般質問を許可します。はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） はい、議長。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） お疲れさまです。大変お疲れのところではございますが、もう少しお時間お付き合いいただきたいと思います。6番、尾崎さつき、本日の通告書に従いまして質問をさせていただきます。最初の質問です。認知症について、国内の認知症の高齢者数は、2040年には584万人と推計されています。誰もが認知症になり得るという認識のもと、共生社会の実現を加速させることが重要ではないかと思います。認知症の方を支える対象としてとらえるのではなく、1人の尊厳のある人間として、ともに支え合っていける共生社会の実現を目指し、今年の1月に認知症基本法が施行されました。町としても、これまでも様々な取組をされてきたと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、お答えさせていただきます。この1月の認知症基本法が開催されてからですね、福智町におきましては、地域や小中学校、企業や事業者を対象としてですね、認知症サポート養成講座を開催し、認知症についての正しい知識の理解の普及を図っております。地域住民の認知症に対する正しい理解が進むことによってですね、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して在宅で暮らすことができる体制づくりを推進してまいります。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） はい、町長の見解の中に小中学校のサポート養成講座を行ったとございましたが、その中で何人ぐらいサポーターになる方がいらっしゃったのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 担当課よりお答えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 高齢障がい福祉課若林です。よろしくお願いします。認知症サポーターの数ですがちょっと今、把握しておりませんが小中学校、今年、全4年生と中学生の1年生と3年生を対象に、この養成講座を行って認知症サポーターと認知されました。あと大人につきましてはちょっと、後で人数を把握いたしまして御報告いたします。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） ありがとうございます。認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上

で、1人でも多くの方が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて認知症の方の、行動、心理症状の発症を抑制することは特に重要であると考えます。そのための効果的な技法として注目されているのが、ユマニチュードの技法です。ユマニチュードの技法とは、フランスが発祥の地と言われています。ユマニチュードはフランス語で、人間の在り方という意味だそうです。ユマニチュードの技法ですが、あなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つ、の4つの柱で、相手が理解できるように届けるケアの技法です。また1番最後の4つ目の立つんですが、1日で合計約20分ほど立つことによって、寝たきりの予防になると言われています。このような技法を福智町でも取り入れてはいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） このユマニチュードの技法ですが、先ほど町長の答弁にもありましたが、認知症サポーター養成講座の中でもですね、ユマニチュード技法と同じような、見る、話す、触れる、立つ、というような、認知症の方の心理行動についても講座を行っています。またその中でですね、接し方や対応についての講話と一緒に、認知症に対する正しい理解が進むように、取組を行っていきます。この技法についても、その講座の中で取り入れて行ければと思っています。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） はい、早速ですねユマニチュードの技法を取り入れての講座をいただいているということで、本当にすばらしいなと思います。今後もこの活動をですね、多くの方に、設けていただきたいなと思います。先ほど講座の話がありましたが、ユマニチュードの講座を受ける人の中にも、小中学校の児童生徒もいるそうです。講座を受けた中には、もっと早く受ければよかったという人もいるそうです。次の質問させていただきます。警視庁の調べによりますと、2023年に認知症の行方不明者は1万9,039人になっています。今後ますます増加することが懸念される認知症の行方不明者に対して、命を守るためのGPS端末の活用に向けての負担軽減の実施や、衣服等に張れるQRコードが記載されたシール等の普及など、推進すべきだと考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。見解をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） このGPSの端末の活用についてはですね、運用上はやはり難しいものがございます。きちんとそれを携帯するというのが困難な人達がほとんどなので、うちの方としてはこのQRコード、これをうまく活用できればということで考えていきたいと思っています。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） 前向きな答弁ありがとうございます。ではぜひQRコードを記載されたシールなどをですね、普及を1日も早くお願いしたいと思っています。それでは2番目の質

問、GIGAスクール端末の更新について質問させていただきます。2020年に新型コロナの影響で児童生徒に1人1台の端末を全国で950万台普及いたしました。福智町でも多くの端末が普及されていると思いますが、その端末が2025年度に68%が更新を迎えるそうです。では、どれくらいの数が迎えることになるのか、できれば数でお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、端末の更新につきましては令和7年度、福智町も予定しております。必要な端末の台数は、児童生徒の減少等もありまして、前回から比べて若干減っております。2,168台の予定となっております。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） 2,168台と今課長から、見解がありました。すごく非常に多い数ではありますけれども、この中で使用済みの端末はございますか。

○議長（皆川 高司君） はい。学校教育課長、田中さん。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、2,168台については、全て新しいものが2,168台となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） では2,168台が使用済みの端末になるということでありま
すね。新規に買うのが2,168台ですか。では使用済みは。

○学校教育課長（田中 智和君） 令和2年度に整備した端末の台数がですね、2,370台とな
っております。で、端末の入替えという形で考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） では2,370台の使用済みの端末は、今後ですね子供たちの
情報が漏れないように、データを消去となるとと思いますが、これからどのように予算をとって取
り組んでいくのかお聞きいたします。

○議長（皆川 高司君） 学校教育課長、田中さん。

○学校教育課長（田中 智和君） 2番目の質問でよろしいですね。端末の処分についても、端末
の更新に含まれるような形になっております。その中の補助要件の1つとしてですね、端末整備
の更新計画というのを作成する必要があるまして、その中で更新対象端末のリユース、そしてリ
サイクル、処分について定めなければならないようになっております。廃棄する端末については、
法令や各種通知に基づき、適切な処理ができるよう処分業者へ委託することを想定しております。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） 今、課長が言われましたように、更新端末への補助金要綱とし
ては、国は自治体に対して処分計画の策定の公表を義務づけていますので、端末の処分に当たっ

ては、法令を遵守した適切な認定事業者を選んでいただきたいと思います。その事業者は決まっているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） 現時点では決まっておりません。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） 分かりました。法令に基づいて遵守した事業者を見つけていただきたいと思います。最後の質問をさせていただきます。総合体育館アリーナについてです。これも先ほどから何人かの議員の方から質問されておりました。11月の中旬ぐらいに議会で視察に行きました。大分県のほうにですね、視察に行きまして、総合体育館を見てきました。特に中津市にある総合体育館は、ダイハツ九州アリーナと言います。宣伝費として年間約500万、中津市に納めているそうです。福智町もできれば、命名権を付与する企業等の公募をしてみてもいいかなと思いますが、

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この企業の公募というネーミングライツだと思いますけども、当然考えていきたい。これ収益になりますので考えていきます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） 前向きな答弁が来ましたので、ぜひ良いネームをですね考えていただきたいと思います。また、これも中津市のことなんですが、駐車場は屋根がついていて、その屋根の上には太陽光が設置されていました。福智町も太陽光の設置を検討してはどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この太陽光の設置についてはですね、やはり委員の皆様方にもちょっと相談しながら、今すぐにこれをやるということは控えさせていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） 中津市も大分市も責任者の方のお話の中で、スポーツを通じて住民を元気に、活気あるまちにしていきたいと言われておりました。町長は、高額のお金をかけて総合体育館を建設されますので、どのようなまちづくりを考えているのか展望をお聞かせください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。私が合併した後のですね体育館の集約ということで統廃合で、このアリーナの建設を計画いたしました。その中で、やはりスポーツって何か、こういうことを考えた場合に、やはり若い幼児の方から高齢者の方々まで、スポーツをするということのも大事なんで

すが、やはりプロの競技なんかも見るということもまた1つのわくわく感が、生じてきます。そういう部分を活用しながら、それを利用しながらですね、やはり町民に元気になっていただいて、できるだけ病院にかからないような、そういう健康な体をつくってもらう一助にもなりますし、やはりTリーグとか、バトミントンの試合なんかも先ほど言いましたけども、それについても県とも協議はしております。その中でやはり、福智町にですね、何がしかの予算というかそういうお金がおりるようにですね交流人口を増やしていったら、良い体育館にしていいただければ、私たちが使うわけではありませんがその後世の方々が、これを有効に活用していただくというのが大事なことになりますので、それをつなげていきたいと、いうふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6番 尾崎 さつき君） はい、町長の見解の中に本当に住民のことをですね、しっかりと考えていらっしゃるというのがよくわかりました。本当に町長はいいものをつくりたいと先ほどもおっしゃっておいりました。本当にあの、十分承知いたしましたので、20年後、30年後を見据えた上で建設をしていただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。それでは次は石谷光信議員の一般質問を許可します。はい。石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） はい。議長。

○議長（皆川 高司君） はい、石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） まず最初にですね、金田の神崎に出来たFFFの今年度の利用状況を教えていただきたいと思います。4月から始まって11月までの利用状況ですね、これを教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、生涯学習課長、澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい。今年度4月から11月末までの利用人数と収入料金になります。まずフットサル場です。1,206名、35万5,740円です。バスケットコートが513人、6万1,930円。スケートパーク773人、16万930円、スタジオにつきましてはまだ利用がない状況でございます。施設の合計利用人数は2,492人、収入料金は57万8,600円となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） 私のですよね予想よりも、結構利用されている人数が多いように思いますけれども、これ予定と比べてどうなんですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、これ地方創生拠点整備の交付金を受けた事業になっております。予定よりも私どもが目指していた数字よりはまだ、少ない数ですので、今後増やしていくように努力してまいります。

○議長（皆川 高司君） 石谷議員。

○議員（４番 石谷 光信君） 今ですね利用者を増やす努力は、どんな努力をされておりますかね。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） これ９月の議会でもちょっとお答えさせていただいたと思います。近隣の高校や大学など、大学などにも、施設のチラシを配ってですね、活用してもらうよう利用者の増加に向けて取組を進めているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 石谷議員。

○議員（４番 石谷 光信君） この施設はですね、すばらしい施設をつくっております。補助金等も利用してですね、つくっておりますけれどもぜひですねこのすばらしい施設を筑豊の町村に利用してもらいたいと思っておりますので、ぜひ努力のほうよろしくをお願いします。続きまして次の質問に移ります。いいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（４番 石谷 光信君） 午前中ですね高津議員そのほかの方から質問がありましたけれども、アリーナの建設についてですけれども、私はですね、旧３町を一本化する建物づくり、これは非常にいいことだと思います。それでですねいろんな質問を書いておりますけれども、午前中の質問の回答の中にありましたので、はしります。一応ですね問題はですね、維持管理費ですね、これをぜひ収容人数は２，０００人ぐらいと一応聞いておりますけれども、維持管理費をですねあまりかからないような形での計画をですね、立てていただきたいというふうに思っております。それと今後ですね、いろんな報告があるかと思っておりますけれども、旧３町時代ですね、例えば体育館の３施設の管理費と、それと今度出来る管理と比べてですね、時々報告をしていただいたらよろしいかなというふうに思っております。２番目の質問はこれで終わります。続いて３番目の質問、いいですか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（４番 石谷 光信君） 福智町の活性化対策についての御質問です。今現在ですね、福智町には経済効果をもたらすような策がほとんどないと言ってもいいと思います。それでですね一応以前から何度か質問させていただきましたけれども、道の駅構造についての質問ですが、以前町長はですね答弁で、そのことは自分も考えている、それを実現に向けて今１つ１つ、検討を重ねている。それから陳情しますとかいった回答をですねいただいておりますけれども、今の状況

はのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この分についてはですね一応、調査をいたしました。実施いたしました。その結果をまず担当課長のほうから伝えたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課長木村さん。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） はい、令和5年度に道の駅整備に係る基礎調査ということで、調査を行っておりますが、町の財政状況や人口減少、販売農家数の減少、用地の確保など、非常に難しいプロジェクトになるであろうということが想定され、町にとっては少しリスクのあるものになるであろうという回答を今得ているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、石谷議員どうぞ。

○議員（4番 石谷 光信君） ちょっともう1回いいですか、わかりにくかったんで。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） すいません。令和5年度に、道の駅整備に関する基礎調査というのを行っております。その中で、その調査の結果としまして、現在の町の財政状況や人口の減少、それから販売農家数の減少、道の駅を整備するとなった場合の用地等の確保、それにかかる初期投資等をいろいろ勘案した結果非常に難しいプロジェクトになることが想定され、町にとってはリスクのある事業になるのではないかという回答を得ているところです。

○議長（皆川 高司君） 石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） 非常に難しいという回答なんですけれども、町長は以前いろいろ調べてですね、検討するということを答えておりますけれども、私はですね福智町の活性化について、特に経済効果をもたらす活性化についてはですね、道の駅が非常にいいと思っているんですよね。いろんなところ成功事例がありますよね。例えば浮羽町の道の駅なんかは昨年度は13億5,000万の売上げがありますし、それだけの集客があつて、それからいわゆる、売上げだけでなく、ほかの附帯する集客ですよ、福智町にとってはいろんな観光資源とか、いろんなことでプラスになると私は思っているんですがね、ぜひ私は、町長としてですねそういう活性化に向けたですね、策をぜひ練ってもらいたいと思うんですけども、町長いかがですかね。

○議長（皆川 高司君） 石谷議員、どこをいきようと。

○議員（4番 石谷 光信君） 1番の質問。

○議長（皆川 高司君） 1番もう4回目ばい。町長、ちょっと答えてください。

○町長（黒土 孝司君） 私もうですね議員と一緒にこの道の駅も1つの手段だと思っていました。いろいろ調査する中で、魚市場の対面の付近やらですね、方城支所、物産館、東長浦、旧金田小学校跡地とか言った場合に、一応この調査の対象そこら辺でやってもらいたいということを伝えたんです。やはり交通の利便はいいんですが、金川農協の道の駅とか周りに接近し過ぎるっちゅ

うのもですね、一つ伸びない悩みであるというふうなことで考えられております。やはり、これをするってのはリスクを伴います。箱物については整備しないほうがという最終的な結果をいただいてですね、自分もちょっとがっかりしているんですけども、これについてはちょっと移行しないといけないという今現在の気持ちでおります。

○議長（皆川 高司君） はい、石谷議員次行ってください。

○議員（４番 石谷 光信君） そういう返事ですが、私はですね個人的にもですねこれは福智町の活性化になるというふうに思っておりますんで、個人的にもまた町長とですね、直談判でもしたいかなというふうに思っております。それから議長、いいですか。

○議長（皆川 高司君） はい。どうぞ。

○議員（４番 石谷 光信君） もう５番目にいきます。ふるさと納税の商品開発は、今どういうふうなものをやっているのか、ちょっと教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい。まちづくり総合政策課木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） ふるさと納税の返礼品に係る商品開発についてですが、生産者に対して定期的に説明会を開催し、寄附者ニーズの動向や、選ばれる返礼品などの情報提供を図り商品開発に取り組んでもらっております。また、負担が少なく意欲的に商品開発や経営向上に取り組んでもらえる契機として、ふるさと納税制度を利用した地場産品創出拡大奨励金の活用促進を図っているところです。

○議長（皆川 高司君） 石谷議員。

○議員（４番 石谷 光信君） 今ですね昨日現在までの、今期の昨日現在というところとあれですけど近々の今期の寄附額。どのくらいありますか。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） 申し訳ありません。近々の数字が今、手元がないので後ほどお答えさせていただきたいと思います。間違っているとちょっとあれなんですけど、前回、総務委員会のときに１１月末の数字をお答えしたかと思いますがそれが１番、今最新のです。１２月に関しましては寄附納額が増える月ですので日々、変化しているところでございますので、後ほどお渡しできればと思います。すいません。それと、１１月末現在ですね総務委員会に答えた分ですけど、２１億９,８２０万５,７００円となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、石谷議員。

○議員（４番 石谷 光信君） 去年はですね１２月は予定よりもちょっと不振に終わりましたがけれども、昨年ホルモンが足りないとかですねそういうことがありましたけれども、今年は大丈夫なんですかね。多分大丈夫だと思いますけれども、今後もですねふるさと納税は結構な金額で福智町に寄与をされております。したがってそういう、まだまだ伸ばせる余地があると思うんです

よね。したがって、ぜひそこら辺の努力はしていただきたいなというふうに思っております。次の質問に移ります。6番目の農業政策の件なんですけれども、今ですね町長にお聞きしますけれども、農家で若い人がですね、後継ぎの人がだんだん減ってきているんですよね。これはもう皆さんもわかっていると思いますけれども、若い人の生計がですね立つ若い人が農業について専念してですね生計やったという、策をですね考えているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、この農家の若い人の参入ということでお答えさせていただきますけれども、今、補助金を活用してですね新規就農者の支援を行っているところです。現在7名の方が参入しております。これについては、年間の維持管理が滞りなく行われるように、やはり支援という形でですね、いろんな農協福智支所とか田川普及指導センターとの連携を図りながら、計画書を作成してですね審査を終えて、私は認定するようになりますけれども、新規就農者というのを大事に取り扱っていきたいというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、石谷議員、

○議員（4番 石谷 光信君） 今、町長のお答えはですね補助金を利用して若い人をふやしていきたいというふうに、お話をされておりますけれども、今現在7名の方ということをお聞きしております。ただよくよく考えるとですね、もう高齢化がどんどん進んで、今もう平均年齢が70歳代ぐらいになるかと思えますけれども、そういう人たちがだんだんこう、減って死んでからというより、体が動かなくてもう出来ないという人のほうがですね、そういう補助金で若い人を育てるという人数よりもはるかに多いと思うんですよね。したがって、全体的にですね例えば伊方地区であれば、農業の法人化をしたりして何とか若い人に生計がたつような形で努力はしておりますけれども、そこら辺の助成といいますか、町長としてはどういうふうにそこら辺の組織に対する助成とかですねそういったのをするお考えはありますか。

○町長（黒土 孝司君） 今、伊方地区の法人化の部分も出ましたけれども、やはりその中で補助金が欲しいという部分についてはですね、うちのほうとしても支援をしていかないといけない。しかしながら、自分たちでこれを経営するというのが1番大事になりますから、その中の若い方々、可能な限りの若い方々が、お年寄りの方でつukれないとかそういう人たちを支持していくとかいうのが大事になってきます。そのためにもこの法人化の中に、加入していただいたほうがいいんじゃないかというふうには思います。

○議長（皆川 高司君） はい、石谷議員。

○議員（4番 石谷 光信君） ぜひ、そこら辺はですね町長も協力をしてやってですね、若い人が若い農家の方が増えるようにですね、考えていただきたいと思っております。それからもう1つ、野菜農家を増やす策ですね。今、福智町では米、麦、大豆、ここら辺は、特に大豆なんか

は、非常にですね人気がいいみたいですけども、こういうただ普通のもので、野菜、毎食欠かさず、料理に出てくるような野菜作りですね、これは比較的少ないと思います。自給率も低いと思います。そこで野菜農家を増やす策は何か町長として、考えてあるかどうかですね私も、野菜を一応、そこそこ作っておりますけれども、いろいろやっぱ機械とか、いろんな設備が行ったりしてですね、かなり苦労している部分があります。したがって町長の策として何かあればですね教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私のほうとしてはですね、それを耕作する方々の支援をするというのが大事ですけども、先ほどの園芸品目等についてはですね、うちの担当課長のほうから、どういう野菜を考えているということを伝えていただきますけれども、関連機関としては農協とか、田川の普及指導センター、そこの人の方々などの手助けをいただきながらですね、この野菜については、規模拡大というのは考えてまいりたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、農政課白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい、農政課の白石ですよろしくお願いします。園芸品目につきましてはブロッコリー、白ネギ、ナス、スナップエンドウなどですね、関係機関と連携して支援しております。

○議長（皆川 高司君） 石谷議員。

○議員（４番 石谷 光信君） ありがとうございます。私はですね全体的に道の駅をつくとそこで野菜が売れて、野菜をつくる農家がうるおうというふうなことで考えていたもんですから、道の駅づくりがですね、町長の見解では、なかなかうまくいってないようですからまた町長とお話する機会を設けてですねまたお話をさせていただきたいなというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

————— . ————— . —————

○議長（皆川 高司君） 本日の日程は全て終了しました皆様にお諮りします。明日１２日に予定していた一般質問も全て終了しました。明日予定していた一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め明日は一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議とすることに決定しました。明日、午前９時より開催いたしますので、御参集ください。会議を閉じます。本日はこれにて散会いたします。

午後１時３６分散会

—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年 第4回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第3日)

令和6年12月12日 (木曜日)

議事日程 (第3号)

令和6年12月12日 午前8時59分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 日程第3 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第60号 福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 令和6年度福智町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第7 議案第62号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第63号 福智町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第64号 財産の処分について
- 日程第10 議案第65号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第66号 令和6年度福智町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第12 議案第67号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第68号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第69号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会

・厚生常任委員会

・産業建設常任委員会

- 日程第3 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第59号 福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第60号 福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第61号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第7 議案第62号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第63号 福智町教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議案第64号 財産の処分について
- 日程第10 議案第65号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第66号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第12 議案第67号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第68号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第69号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第1号）について

出席議員（18名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 浦田 大介君 | 2 番 森野 和彦君 |
| 3 番 田寄みゆり君 | 4 番 石谷 光信君 |
| 5 番 橋本 騰馬君 | 6 番 尾崎さつき君 |
| 7 番 小松 繁信君 | 8 番 木戸 勝正君 |
| 9 番 朝部 壽君 | 10 番 楠木 静則君 |
| 11 番 堀江 政洋君 | 12 番 沼口 富生君 |
| 13 番 高津 鶴己君 | 14 番 木村 幸治君 |
| 15 番 日比生洋一君 | 16 番 矢野 博文君 |
| 18 番 皆川 高司君 | |

欠席議員（0名）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	秀島 慎一
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	若林 友克
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	仲村 芳久	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	八代 賢一	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博		

午前8時59分開議

○議長（皆川 高司君） 皆さんおはようございます。それでは、ただいまより令和6年第4回定例会本会議第3日の会議を開きます。原田議員が少し遅れてくるそうです。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 改めましておはようございます。本会議初日で上程いたしました議案第57号から議案第64号までのうち、本会議初日に御承認いただきました1議案と、教育委員会委員任命議案を除く6議案につきまして、各常任委員会で慎重審議をいただき、最終日を迎えることが出来ました。また本会議初日に御報告しておりましたが、人事院勧告に伴う給与等の改正に伴いまして、本日追加議案が5件ございます。追加議案としましては議案第65号、人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第66号、令和6年度福智町一般会計補正予算第6号について、議案第67号、令和6年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、議案第68号、令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、議案第69号、令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第1号についての5議案を上程させていただきます。追加の5議案を含め、本定例会で上程いたしました議案

につきまして、慎重審議の上、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、3 番、田寄議員、4 番、石谷議員を指名します。

日程第 2. 各常任委員会報告

○議長（皆川 高司君） 日程第 2、各常任委員会報告を議題とします。まずは、総務文教常任委員会報告を橋本委員長。はい橋本委員長。

○総務文教常任委員長（橋本 騰馬君） おはようございます。総務文教常任委員会報告をいたします。御手元に配付しています報告書の 1 ページから 4 ページです。12 月 4 日、議会委員会室にて、総務文教常任委員会を開催しました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案 5 件です。慎重に審議した結果全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については報告書に記載しておりますので、御参照願います。以上で総務文教常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は厚生常任委員会報告を矢野委員長。はい。矢野委員長どうぞ

○厚生常任委員長（矢野 博文君） 皆様おはようございます。厚生常任委員会報告をいたします。御手元に配付しております報告書の 5 ページから 8 ページ、12 月 5 日、議会委員会室にて、厚生常任委員会を開催いたしました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案 2 件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しております。御参照願います。以上で厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、産業建設常任委員会報告を日比生委員長。はい、委員長。

○産業建設常任委員長（日比生 洋一君） おはようございます。産業建設常任委員会報告をいたします。御手元に配付されています報告書の 9 ページから 11 ページです。12 月 6 日、議会委員会室において、産業建設常任委員会を開催いたしました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案 1 件です。慎重に審議した結果、可決すべきものと決定いたしました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので御参照願います。以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） ただいま行った報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で、各常任委員会報告を終わります。

日程第 3. 議案第 5 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 3、議案第 5 8 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。はい田寄議員。

○議員（3 番 田寄 みゆり君） 議案第 5 8 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これに対して、反対の討論を行います。令和 6 年 6 月 1 3 日に成立した刑法の一部を改正する法律とは、1 1 5 年ぶりの刑罰変更であり、侮辱罪についての罰則を追加し、法定刑を厳罰化させるものです。具体的な侮辱罪の基準が示されない中で行われており、正当な言論を萎縮させ、表現の自由を脅かす恐れがあります。その関連法案として、今回出されている条例が制定され、現行の懲役及び禁錮を廃止し、拘禁刑を創設して、2 0 2 5 年 6 月 1 日より、施行予定となっています。今回の町の条例では文言の置き換えだけのように見えますが、この 2 つの法律はどちらも、刑法の根幹を変え、権力乱用の恐れがある重大な改悪であり、反対いたします。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案は、表決システムにより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 5 9 号 福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 4、議案第 5 9 号 福智町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告

は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第5. 議案第60号 福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第60号、福智町公民館条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決をします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

日程第6. 議案第61号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第6、議案第61号、令和6年度福智町一般会計補正予算第5号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方ありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 議案第61号、福智町一般会計補正予算第5号について、賛成の討論を行います。賛成の討論です。

○議長（皆川 高司君） 賛成討論はいいです。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） ないようですので討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。全員賛成です。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 6 2 号 令和 6 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 7、議案第 6 2 号、令和 6 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数、全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 6 3 号 福智町教育委員会委員の任命について

○議長（皆川 高司君） 日程第 8、議案第 6 3 号、福智町教育委員会委員の任命について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について編案のとおり同意することに賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成。よって本案は原案のとおり同意されました。

日程第 9. 議案第 6 4 号 財産の処分について

○議長（皆川 高司君） 日程第 9、議案第 6 4 号、財産の処分について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成。委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 0. 議案第 6 5 号 人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 0、議案第 6 5 号、人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 6 5 号につきましては、人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。内容としましては、人事院勧告を受け、公務員の給与改定に関する取扱いについて、閣議決定されたことに伴い、本町職員等の給与等を改正するため、関係条例を整備する条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 総務課の長野でございます。よろしくお願いいたします。議案第 6 5 号、人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明をいたします。人事院勧告を受け公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。資料最後のページになります。33 ページをお願いいたします。本議案の整備条例に関する主な改正内容でございます。第 1 条、福智町職員の給与に関する条例の一部改正において、期末手当及び勤勉手当の支給月額をそれぞれ、0.05 月分引上げ、期末勤勉手当合わせまして現行の 4.5 月分から 0.1 月分の引上げとなっております。給与月額につきましては、若年層に特に重きを置き、各給料表において、引上げられており、行政職給与表、1 における、改定率は 2.73 %となっております。また、医師の初任給調整手当

の月額を1,000円引上げております。第2条は、第1条における、期末勤勉手当の改正内容について、令和7年4月1日からの施行に対応するための一部改正となっております。第3条は、福智町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、行政職給料表1の給料月額引上げに伴い遡同表に準じています、会計年度任用職員給料表の給料月額を引き上げるものでございます。なお第1条及び第3条につきましては、令和6年4月1日から遡及して適用するものでございます。補足説明は以上です。御承認いただきますようお願い申し上げます

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めますこれより採決をします。本案について賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。賛成多数、全員賛成です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第66号 令和6年度福智町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第11、議案第66号、令和6年度福智町一般会計補正予算第6号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第66号につきましては、令和6年度福智町一般会計補正予算第6号についてでございます。補正額は3,914万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ248万9,361万8,000円とするものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） 議案第66号、令和6年度福智町一般会計補正予算第6号について、補足説明を申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,914万5,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ248億9,361万8,000円とするものでございます。本補正予算の概要は、

ただいま御説明申し上げました議案第65号、人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例に基づく給料、手当の引上げ、それに伴う人件費の補正計上及び、職員配置状況を踏まえた、増減並びに特別会計への繰出金の調整となっております。資料6ページをお願いいたします。1款議会費から10款教育費まで、歳出合計3,914万5,000円を補正計上しており、職員給料、期末勤勉手当、給与増額に伴う共済組合納付金におきまして、令和6年4月1日から遡及して支出するものでございます。次に、歳入につきまして、下の、次ページ、7ページをお願いいたします。13款1項1目民生費、2目衛生費、3目総務費の各負担金におきまして、本庁職員を派遣しております5つの一部事務組合等における、構成市町村負担割合に基づく525万円の増額計上となっております。次の8ページをお願いいたします。本補正予算の財源といたしまして、19款1項1目基金繰入金で財政調整基金繰入金3,389万5,000円を一旦充当しておりますが、今回の給与改定に伴う財源につきましては、全ての特別会計分も含め、国からの普通交付税の再算定が行われ、交付決定後、年度内に町へ追加交付される見込みとなっております。なお本補正での一般会計における一般職員数は212名、会計年度任用職員数は24名で、若年層に特に重点を置いた引上げとなっており、月例給におきまして、一般職員、全体平均で8,307円の引上げとなっております。以上で、議案第66号の補足説明を終わります。御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います本案について、質疑の方はありますか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、給与改定ということで、4月1日に遡るということでありますけれども、これは12月給与で全額支給されるのか、あるいは年度内まで引き延ばして支給のになるのかその辺はどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい、本議案が成立後にですね、作業に入りますので年内の支給というのは、非常に厳しい状況でございます。なるべく早い時期に、年明けの出来ましたら1月支給を目指して準備を進めてまいり所存でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 私はてっきり12月中に精算というか、されるものか、思っておったんですけれども、1月中に延びる、あるいは年年度内ということでもありますけれども、こういったことについてはできるだけ早く支給をしていただくようお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めますこれより討論を行います。本案について、討論の方

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 67 号 令和 6 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 12、議案第 67 号、令和 6 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 67 号につきましては、令和 6 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてでございます。補正額は 80 万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ 28 億 4,630 万 1,000 円とするものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） おはようございます。税務住民課、仲村でございますよろしくお願い申し上げます。議案第 67 号、令和 6 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について補足説明いたします。1 ページをごらんください。第 1 条、歳入歳出の総額に 80 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 28 億 4,630 万 1,000 円といたします。まず、歳出補正から説明いたします。7 ページをお開きください。歳出の補正は、人事院勧告に伴う人件費の補正で 2 節の給料から 4 節の共済費までの計 80 万円を増額するものです。次に、歳入につきましては、上段の 6 ページをごらんください。一般会計からの繰入金として歳出補正と同額の 80 万円を増額するものでございます。以上で補足説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決をします。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第 13. 議案第 68 号 令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 13、議案第 68 号令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 68 号につきましては、令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号についてでございます。補正額は 25 万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 3 億 6,331 万 4,000 円とするものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を若林高齢障がい福祉課長に求めます。はい、若林課長。

○高齢障がい福祉課長（若林 友克君） 高齢障がい福祉課、若林ですよろしくお願い致します。議案第 68 号、令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号につきまして御説明申し上げます。1 ページ目をお願いします。歳入歳出予算の総額、それぞれ 25 万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3 億 6,331 万 4,000 円とするものでございます。それでは歳出より御説明申し上げます。7 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。人事院勧告に伴う人件費の補正でありまして、補正額 25 万円を追加し、合計 1,660 万 3,000 円とするものであります。次に歳入につきまして 6 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目、事務費繰入金費でございます。人件費の補正に伴い、25 万円を追加いたしまして、一般会計よりの繰入金でございます。以上、令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号の説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願い致します。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。本案について、討論の

方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。全員賛成です。

**日程第 14. 議案第 69 号 令和 6 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算
(第 1 号) について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 14、議案第 69 号令和 6 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 1 号について、議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 69 号につきましては、令和 6 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 1 号についてでございます。補正額は 2,393 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 4 億 827 万 9,000 円とするものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を守田方城診療所事務長に求めます。はい、守田事務長どうぞ。

○診療所事務長（守田 裕一郎君） おはようございます。診療所の守田でございます。よろしくお願いいたします。議案第 69 号につきまして補足説明を行います。説明の内容につきましては議案書の 6 ページと 7 ページをお願いいたします。まず 7 ページの歳出予算につきましては、1 款 1 項総務管理費では、人事院勧告実施に伴う職員人件費を 60 万円増額するものでございます。その下 3 款 1 項、前年度繰上充用金を、令和 5 年度決算に基づきまして確定額により、2,453 万 4,000 円を減額しております。次に 6 ページの歳入予算につきましては、4 款 1 項一般会計繰入金を、普通交付税の本年度の算定結果により 6 万 6,000 円を減額するものでございます。その下、5 款 1 項 2 目、歳入欠陥補填収入を 2,386 万 8,000 円減額し、歳入歳出予算の均衡を図っております。補足説明は以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めますこれより討論を行います。本案について討論の方はありませんか。

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案について賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。賛成多数、全員賛成ですよって。本案は原案のとおり可決されました。

_____ . _____ . _____

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全て終了し、今定例会に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定により、これをもちまして、平和6年第4回福智町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前9時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員